

白川町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

－ 目 次 －

第1章	はじめに	1
1-1	公共施設等総合管理計画策定の背景	1
1-2	公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
1-3	計画期間	2
第2章	白川町の現況及び将来の見通し	2
2-1	白川町の人口と年齢構成	2
2-2	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み	4
2-3	公共施設等の保有状況	12
2-4	公共施設等の保有量と減価償却率の推移	18
2-5	過去に行った対策の実績	19
第3章	公共施設等の総合的・計画的管理に関する基本的な方針	20
3-1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
3-2	現状や課題に関する基本認識	20
3-3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	22
4-1	基本方針	22
4-2	公共建築物	23
第5章	課題の整理	38
第6章	公共施設等の管理に関する基本方針	39
6-1	公共施設等保有量の適正化	39
6-2	長寿命化と安全確保	39
6-3	維持管理・運営の効率化	39
第7章	公共施設等保有量の適正化	40
7-1	新規建設の制限	40
7-2	統廃合と転用の推進	40
7-3	長寿命化と安全確保	41
7-4	維持管理・運営の効率化	47
7-5	公共施設等総合管理計画の実施体制	48
7-6	PDCAサイクルの推進等に係る方針	49

第1章 はじめに

1-1 公共施設等総合管理計画策定の背景

現在、日本全国で公共建築物及びインフラを含めた公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。

戦後の人口増加と経済発展に伴い公共施設等は整備されてきましたが、近い将来に多くの公共施設等が更新時期を迎えて財政を圧迫することが懸念されています。また、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因となった事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

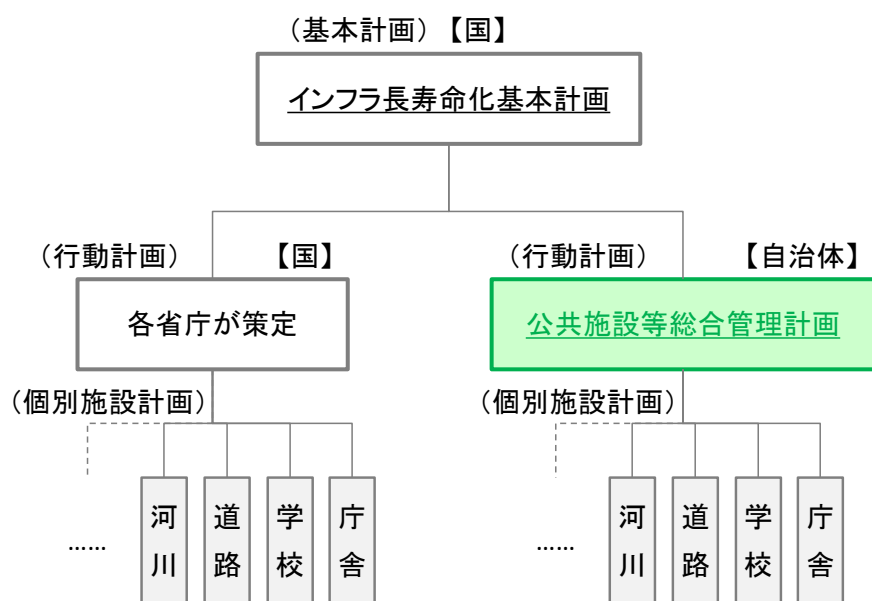
1-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

それを受けて総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

公共施設等総合管理計画は、本町が保有する全ての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示し、その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

【図. 公共施設等総合管理計画の位置付け】



1－3 計画期間

公共施設等のマネジメントを進めるためには、中長期的な視点が不可欠となります。本町では昭和 54 年から昭和 62 年にかけて公共施設を多く整備しており、その建替えが今後 30 年以内に集中することが見込まれます。

総合管理計画は、本町の将来の人口や財政の見通しをもとに長期的な視点に基づき検討するものです。公共施設等の効率的・効果的な管理と持続可能な運営のためには、公共施設等の耐用年数や大規模改修及び建替のタイミングを考慮し、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、長期的な視点で進めなければならない取り組みであります。

このことから、本計画の計画期間は、平成 27 年度（2015 年）から令和 36 年度（2054 年）までの 40 年間とし、今後の社会情勢や町の状況等に応じて適宜見直していきます。

第 2 章 白川町の現況及び将来の見通し

2－1 白川町の人口と年齢構成

2-1-1 総人口の推移と将来推計

本町は、昭和 28 年(1953 年)に白川村が町制を施行して誕生しました。その後、昭和 29 年(1954 年)に坂ノ東村と合併し、さらに昭和 31 年(1956 年)に蘇原村、黒川村及び佐見村と合併して現在の白川町になりました。

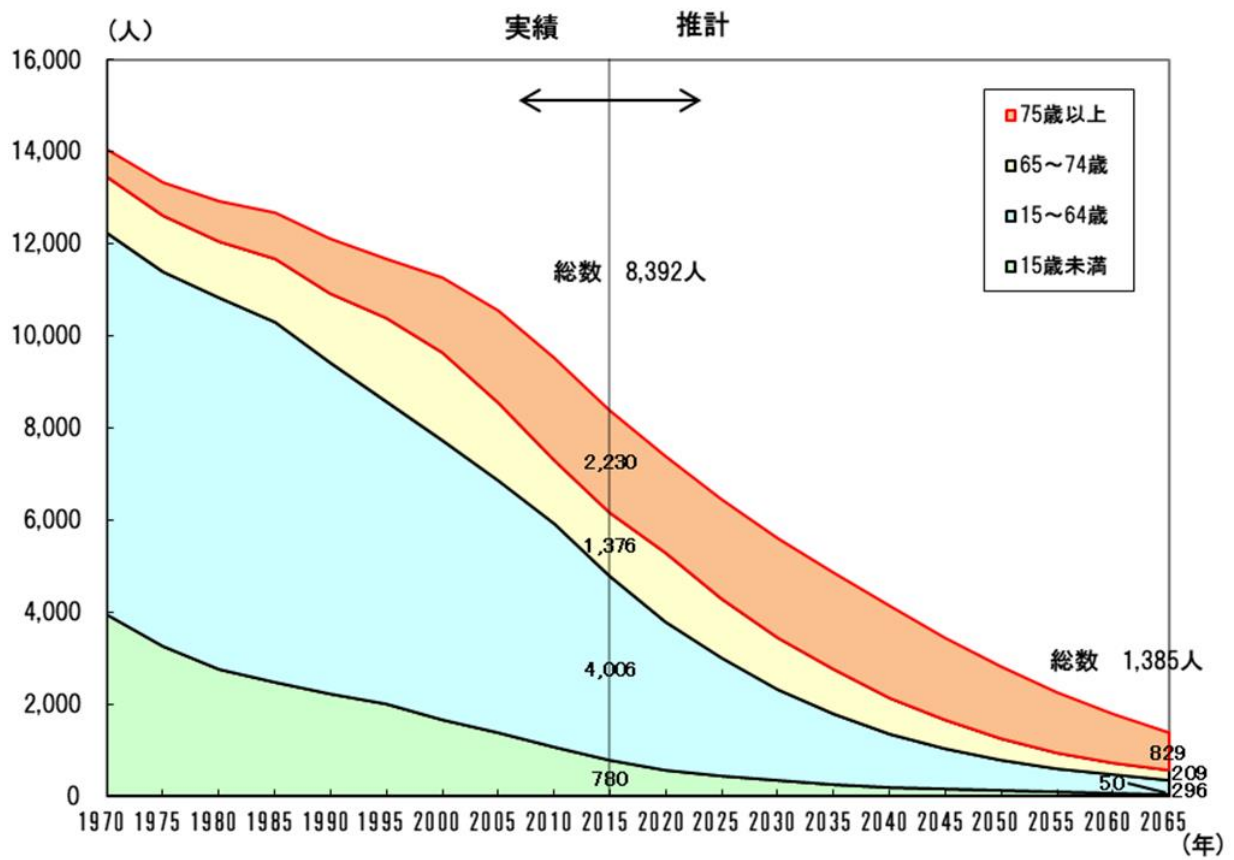
合併当時から現在までの人口の推移と将来推計を【図. 人口の推移と推計】に示します。

昭和 45 年(1970 年)から平成 27 年(2015 年)までの人口は、国勢調査の結果を用いています。平成 28 年(2016 年)から令和 47 年(2065 年)までの人口は、令和 3 年 3 月に改訂された「白川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）¹の推計条件に準拠して算出した推計人口と、本町が独自に推計した結果を用いています。

「白川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、本町の総人口は一貫して減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は止まらず、人口は令和 22 年(2040 年)に 4,130 人、令和 47 年(2065 年)に 1,385 人と推計されています。要介護率が上昇する 75 歳人口の割合も高まり、令和 27 年(2045 年)には 50%を超えると推計されています。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所：人口の将来推計や社会保障費の調査研究を行う、厚生労働省の研究機関です。

【図. 人口の推移と推計】



出典：白川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年3月改訂より）

2-2 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

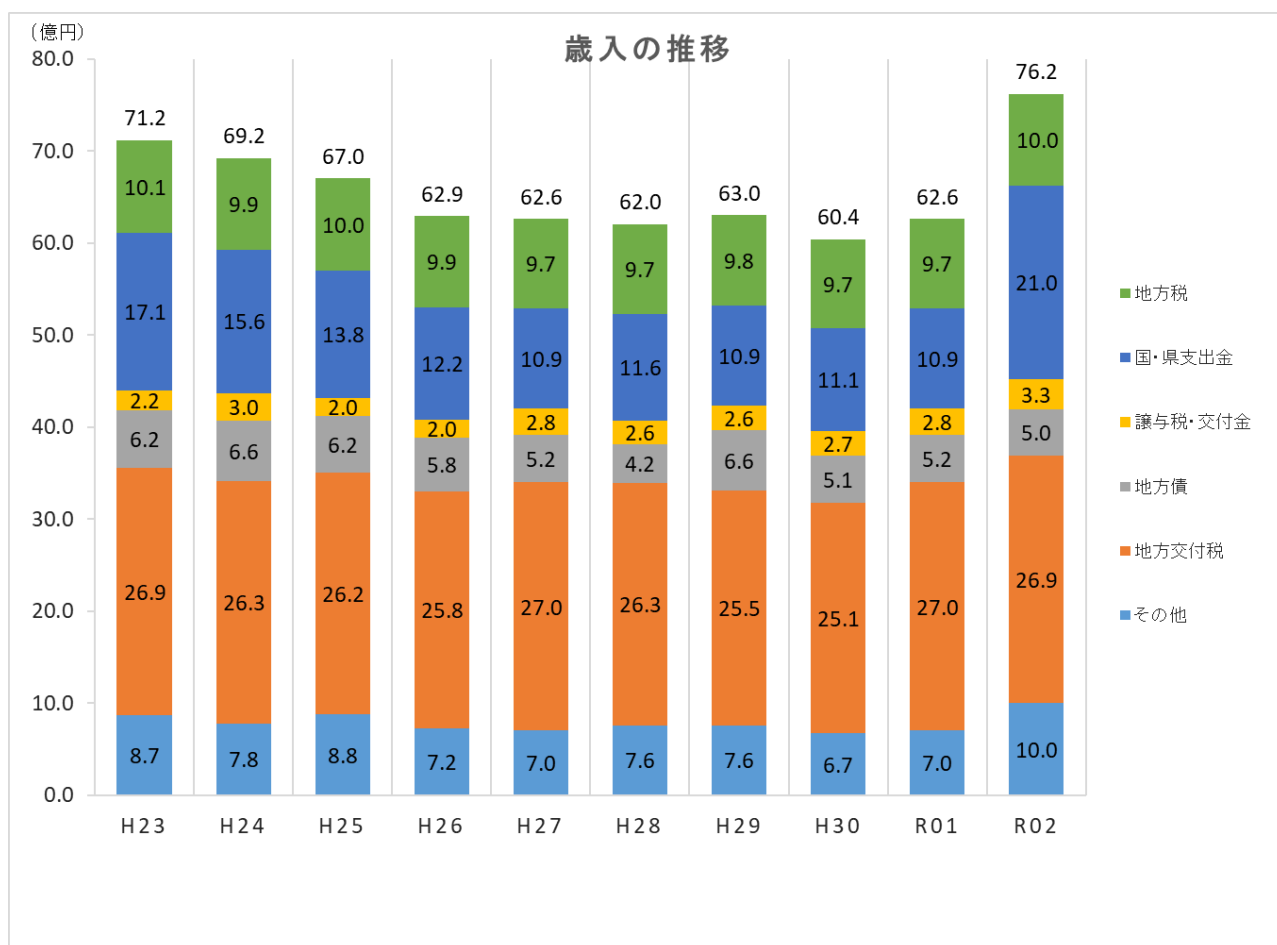
本町の財政状況について、平成23年度(2011年)から令和2年度(2020年)までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

2-2-1 歳入

平成23年度(2011年)から平成30年度(2018年)までは歳入は減少傾向が続き、平成23年度(2011年)の71.2億円から平成30年度(2018年)の60.4億円を比較すると約10億円減少しています。しかし、令和2年度(2020年)は、新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金等により、国・県からの補助金が大幅に増えたため、歳入総額は例年と比べ大幅に増加しました。

また、本町の歳入は地方交付税や国・県支出金が占める割合が高く、地方税など自主財源の割合は低くなっています。

【図. 歳入の推移】



端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

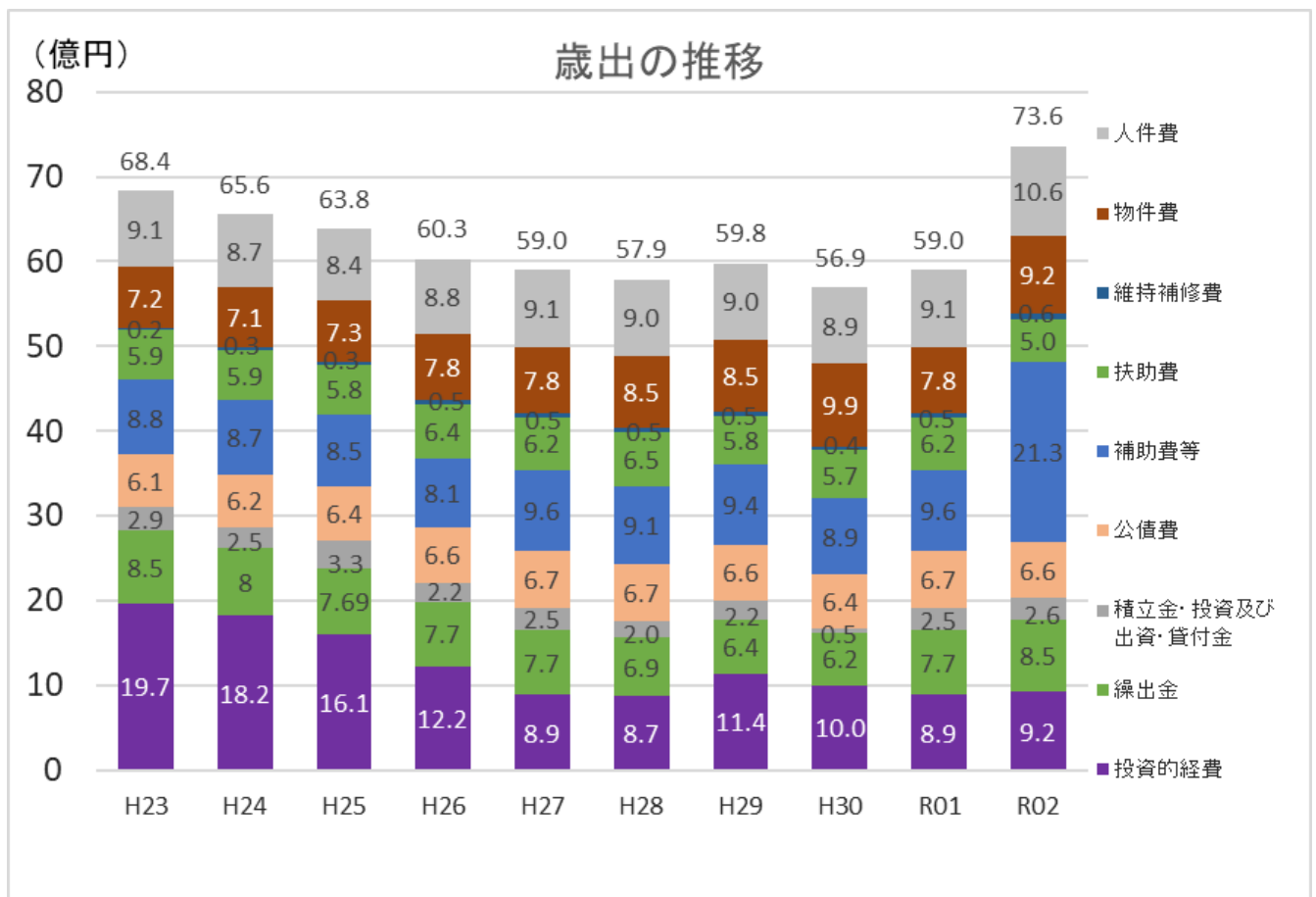
出典：総務省 市町村別決算状況調（平成23年度～令和2年度）

2-2-2 歳出

歳入と同じく平成 23 年度（2011 年）から平成 30 年度（2018 年）までは減少傾向が続き、平成 23 年度（2011 年）の 68.4 億円から平成 30 年度（2018 年）の 56.9 億円を比較すると約 11.5 億円が減少しています。令和 2 年度（2020 年）は、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業により、補助費等が例年と比べ大幅に増えたため、歳出総額は例年と比べ大幅に増加しました。

歳出のうち、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費について見てみます。投資的経費は減少傾向にあり、平成 23 年度（2011 年）と比較すると令和 2 年度（2020 年）は約半分に減少しています。

【図. 歳出の推移】



端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

出典：総務省 市町村別決算状況調（平成 23 年度～令和 2 年度）

2-2-3 維持管理に要する経費

令和2年度（2020年）に施設にかかった維持管理費の合計は、約1.9億円です。施設用途別では、学校教育系施設が約5千8百万円と一番多く、次に上水道施設が約5千万円となっています。

【図. 令和2年度の施設の維持管理費】

(単位:千円)

施設用途分類	光熱水費			浄化槽関連			敷地 (住宅) 借上料	その他	合計	財源		指定 管理料 (別掲)
	電気	ガス	水道	清掃 手数料	法定検査 手数料	保守委託				特定 財源	一般 財源	
01市民文化系施設	10,870	301	462	1,170	68	1,097	1,861		15,829	1,599	14,230	28,480
02スポーツ・レクリエーション系施設	1,603			923	24	2,875	9,887	4,821	20,133	1,450	18,683	32,380
03産業系施設	786	180	146	808	65	259	713	5,173	8,130	379	7,751	
04学校教育系施設	15,506	345	4,781	3,077	126	2,735	2,038	30,008	58,616	17,130	41,486	
05子育て支援施設	2,220	160	600	470	33	157			3,640		3,640	
06保健・福祉施設							207	943	1,150		1,150	5,800
07行政系施設	5,386	130	579	546	26	290	944	8,114	16,015	1,345	14,670	
08公営住宅	1,380		260	2,684	123	610	1,957	4,457	11,471	11,471	0	
09その他	404	67	181	372	256	98	112	1,472	2,962	1,459	1,503	
10上水道施設	41,000						4	9,343	50,347		50,347	
総計	79,155	1,183	7,009	10,050	721	8,121	17,723	64,331	188,293	34,833	153,460	66,660

2-2-4 更新費用の試算

老朽化した公共施設等の更新及び大規模改修について、今後40年間で見込まれる費用の試算を行います。

費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの試算方法に準じて行いますが、公共施設等に関する情報の不足があるため、一部で本町独自の設定に基づき計算しています。

更新費用試算ソフトは、平成22年度（2010年）に総務省が監修し、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便推計する方法に関する調査研究」に基づき作成されたものです。

この試算は、更新及び改修のおおよその時期と費用を把握するために、施設類型ごとに一律の更新間隔と費用単価を設定して行うものです。

① 公共建築物の更新費用

公共建築物は、建築年度から 30 年後に大規模改修を行い、60 年後に建替えを行うものとします。既に改修又は建替えの時期を過ぎているものは、今後 10 年間で均等に分割して実施することとし、51 年以上経過している公共建築物は建替え時期が近いため、大規模改修は実施しないものとします。

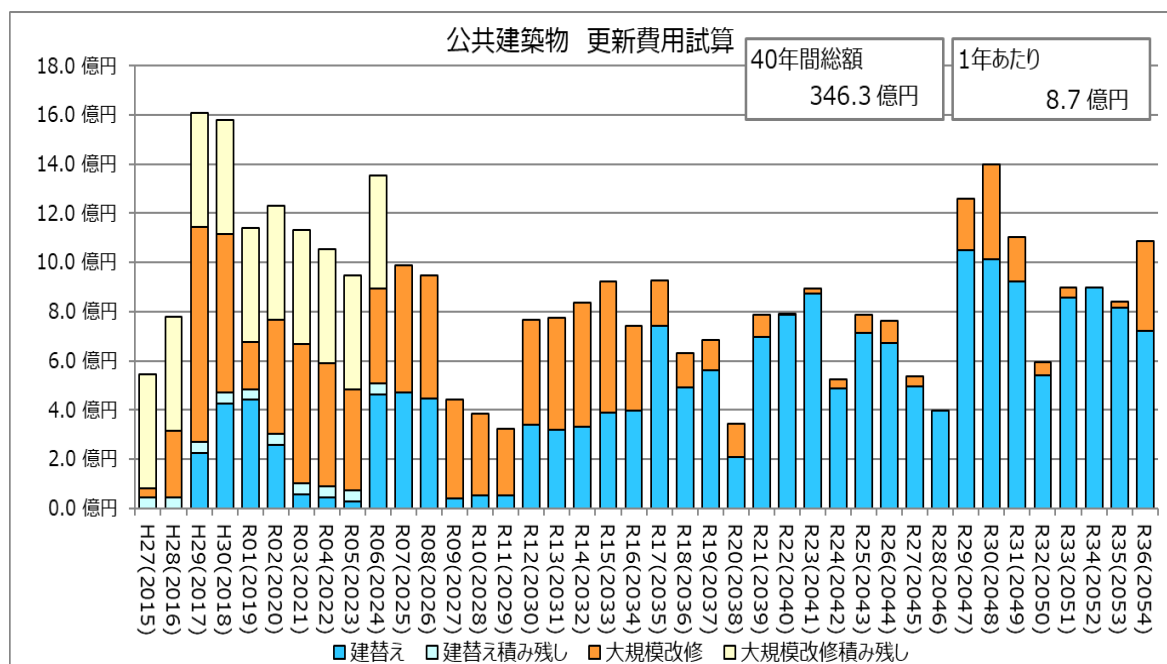
更新費用は、用途分類の大分類ごとに【表. 公共建築物の更新費用単価】で示す床面積あたりの単価を用います。

【表. 公共建築物の更新費用単価】

用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
市民文化・社会教育施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
上水道施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

公共建築物の大規模改修及び建替えに必要な費用は、今後 40 年間の総額で 346.3 億円となり、1 年あたりの平均は 8.7 億円となります。

【図. 公共建築物の更新費用試算】

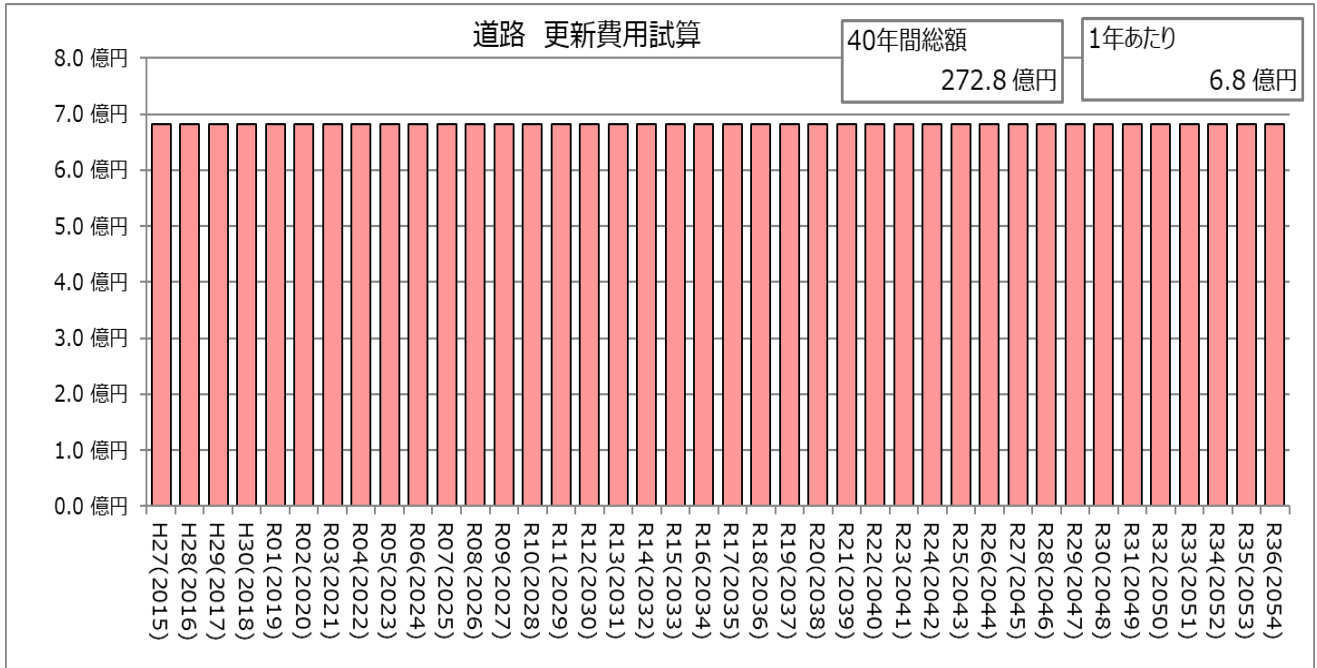


② 道路の更新費用

道路の更新は、舗装の打替えを行うものとします。耐用年数を 15 年と設定し、15 年間で全ての道路の舗装打替えを均等に行うものとします。

更新単価は、道路面積あたりの単価を 4,700 円/m²とします。道路の更新費用は今後 40 年間の総額が 272.8 億円であり、1 年間の平均金額は 6.8 億円です。

【図. 道路の更新費用試算】



③ 橋梁の更新費用

橋梁の耐用年数を 60 年と設定し、建設後 60 年を経過した年に架け替えるものとしてします。

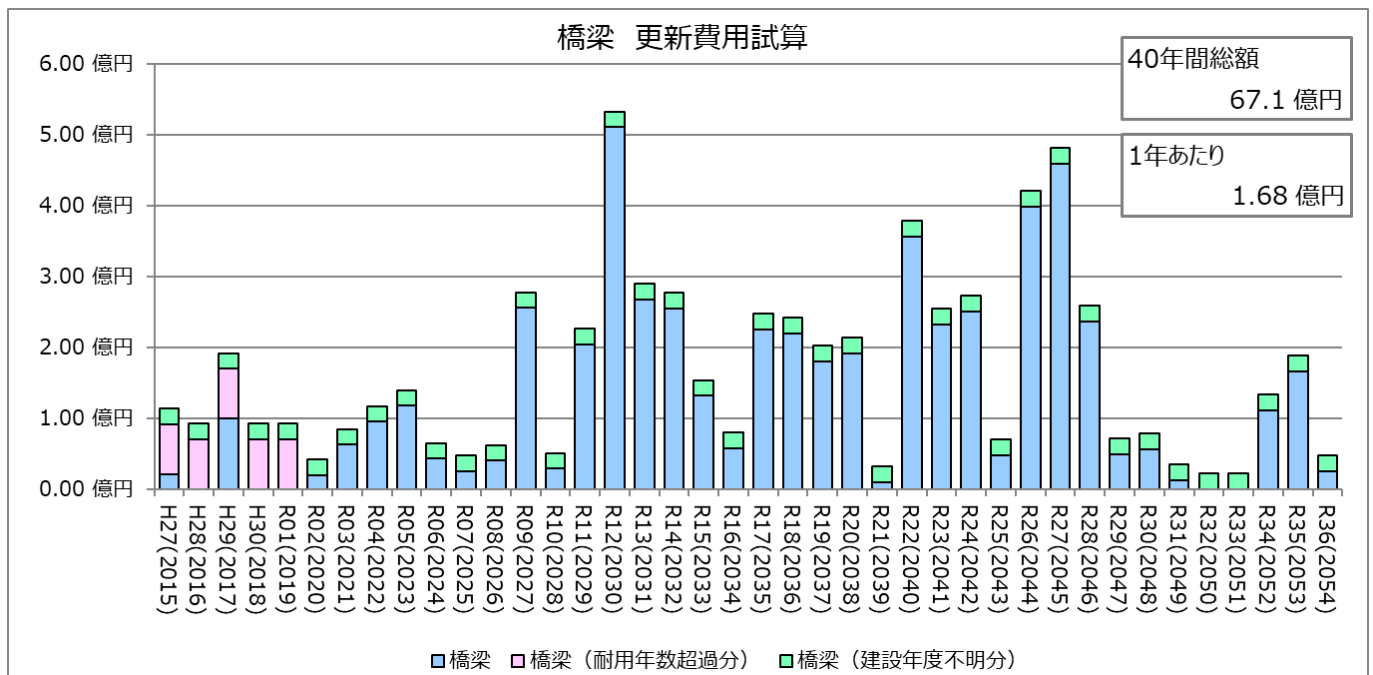
建設年度が不明な橋梁は、昭和 25 年度（1950 年度）から平成 26 年度（2014 年度）の 65 年間で均等に建設されたものと仮定し、65 分の 1 ずつ更新するものとしてします。更新単価は、構造別に橋梁面積あたりの単価を設定しています。

【表. 橋梁の更新費用単価】

構造	更新単価
PC橋	425 千円/m ²
RC橋	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²
その他	425 千円/m ²

橋梁の更新費用は今後 40 年間の総額が 67.1 億円であり、1 年あたりの平均金額は 1.68 億円です。

【図. 橋梁の更新費用試算】



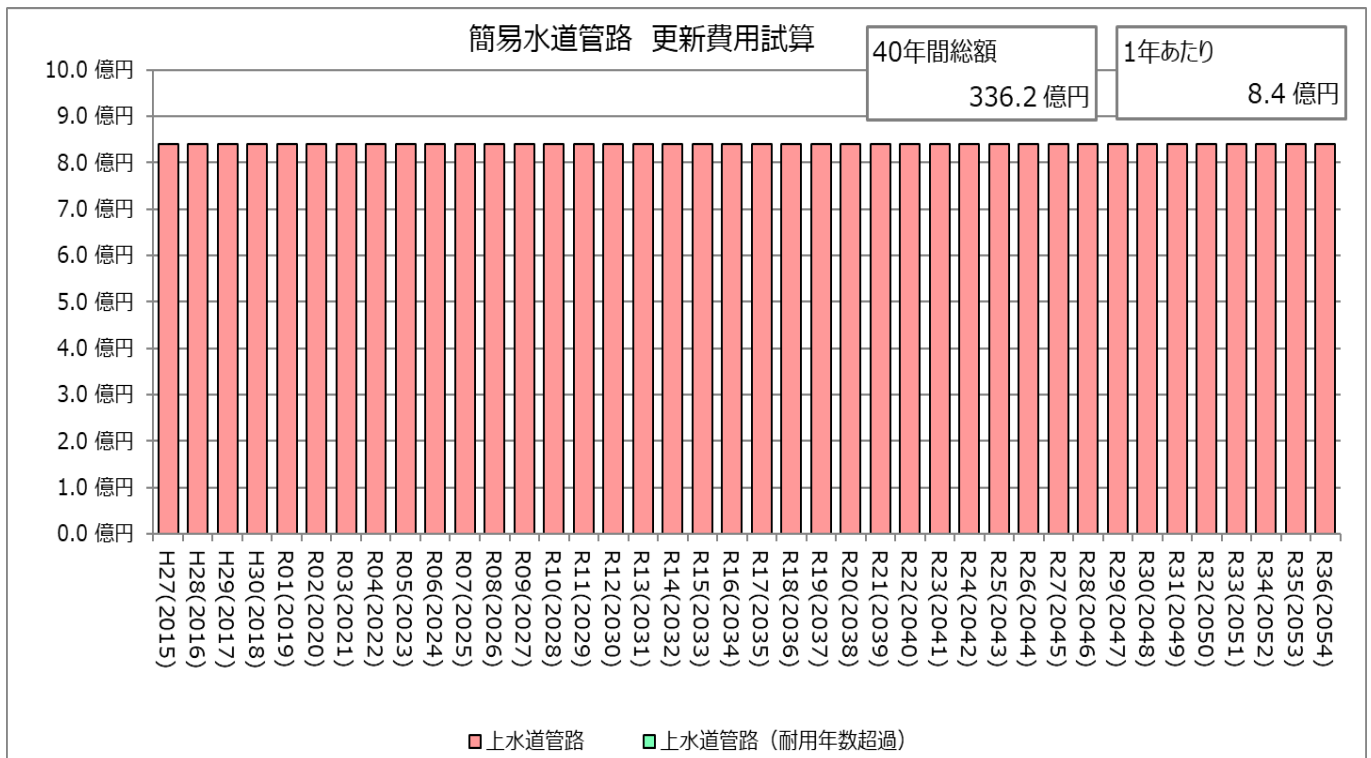
④ 簡易水道管路の更新費用

簡易水道事業の水道管路については、布設年度ごとの延長を集計できていないため、管路の耐用年数を40年と設定し、40年間で全ての管路を均等に更新するものと仮定します。

また、管径別の延長も集計できていないため、導水管の更新単価を345千円/m、送水管を161千円/m、配水管を100千円/mと一律で設定して試算します。

5つの簡易水道事業の管路更新費用は、今後40年間で336.2億円を必要とし、1年あたりの費用は8.4億円となります。

【図. 簡易水道管路の更新費用試算】



⑤ 公共施設等全体の更新費用

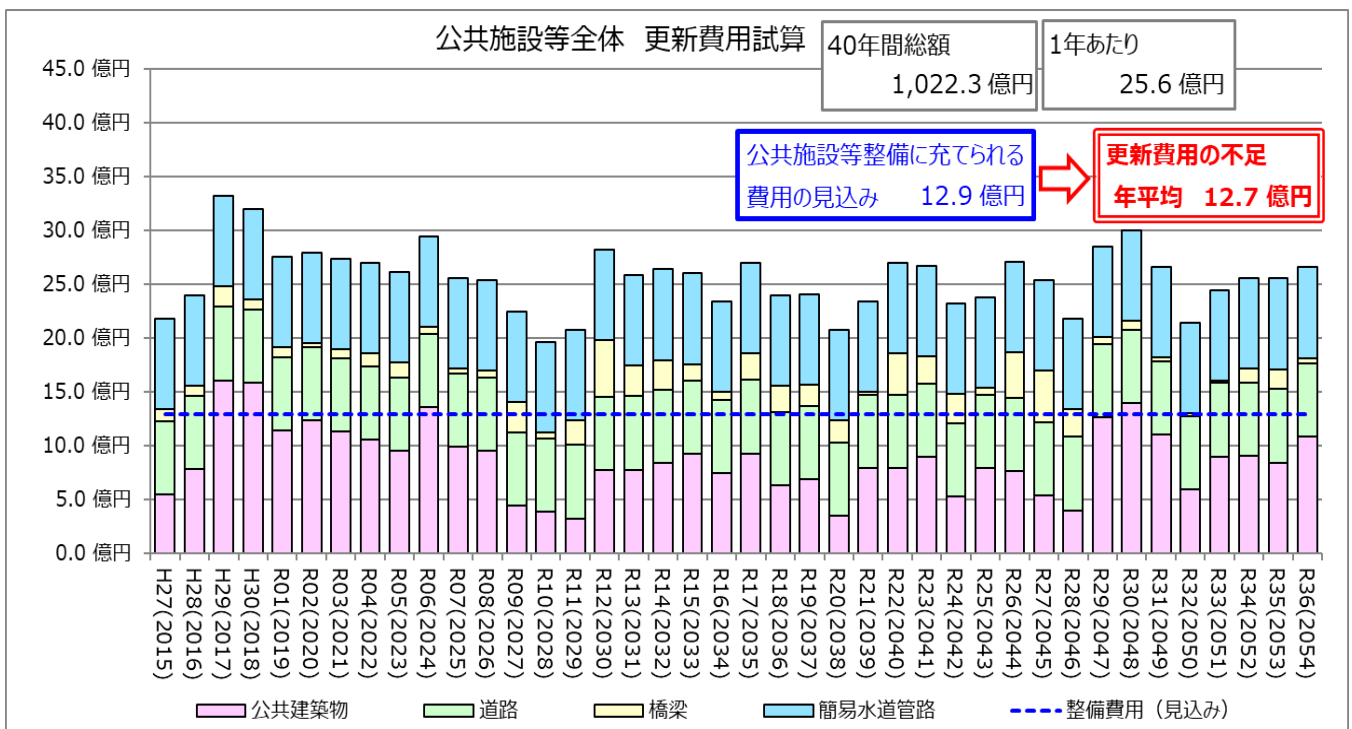
公共建築物、道路、橋梁及び簡易水道管路を合計した更新費用は、今後 40 年間で 1,022.3 億円となり、1 年あたりでは 25.6 億円必要です。

平成 23 年度（2011 年）から令和 2 年度（2020 年）での過去 10 年間の公共施設等整備費用の推移を「表. 公共施設等整備費用の推移」で見ると、普通会計の投資的経費と簡易水道特別会計の建設改良費を合わせた平均金額が 12.9 億円であり、更新費用が 12.7 億円不足する見込みとなります。更新費用が不足すると老朽化した公共施設等への対応が遅れ、事故の発生につながるおそれがあります。

この試算金額は、本町が現在保有している公共施設等を削減せず、全ての公共施設等について耐用年数を迎えた年度に更新するものとして算出しました。

予算の枠組みに収まるよう更新費用を削減するために、公共施設等保有量の適正化、長寿命化による更新間隔の延長などの取組みが必要です。

【図. 公共施設等全体の更新費用試算】



【表. 公共施設等整備費用の推移】

	(億円)										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	平均
普通会計 投資的経費	19.7	18.2	16.1	12.2	8.9	8.7	11.4	10.0	10.9	9.2	12.5
簡易水道特別会計 建設改良費	0.2	0.2	0.3	0.9	0.5	0.3	0.6	0.4	0.1	0.2	0.4
合計	19.9	18.4	16.4	13.1	9.4	9.0	12.0	10.4	11.0	9.4	12.9

2-2-5 コストメリットの試算

令和 2 年度末の公会計固定資産台帳に登録されている固定資産の取得価額(令和 36 年度 (2054 年) までに耐用年数が到来し、かつ固定資産台帳上の補助科目が建物と建物付属である)は約 172.9 億円です。これらの建物施設について、原則として耐用年数が到来した場合には長寿命化更新を行うこととします。

一般的に取得価額の約 4 倍とされていますので、計画期間内の建物施設に係る長寿命化更新費および維持管理費は、約 691.6 億円となります。

更新費用は、今後 40 年間で約 1,022.3 億円と試算されていますので、簡易的試算方法によると当初更新費用の約 1,022.3 億円から、長寿命化更新を行った場合の更新費用約 691.6 億円を減算しますとコストメリット約 330.7 億円となります。

2-3 公共施設等の保有状況

2-3-1 公共建築物

本町が所有する公共建築物(ハコモノ施設)は、【表. 公共建築物 総括表】で示すように施設数は 151 施設、棟数は 467 棟、総延床面積は約 8 万 7 千㎡です。

用途分類別の延床面積比率を見ると、校舎や体育館など規模の大きな建築物で構成される学校教育系施設の割合が最も高く、公共建築物全体の 39.7%を占めています。次いで延床面積が多いのは住宅で 13.0%となっていますが、この住宅には町営住宅だけではなく、農園付きコテージや移住体験住宅なども含んでいます。

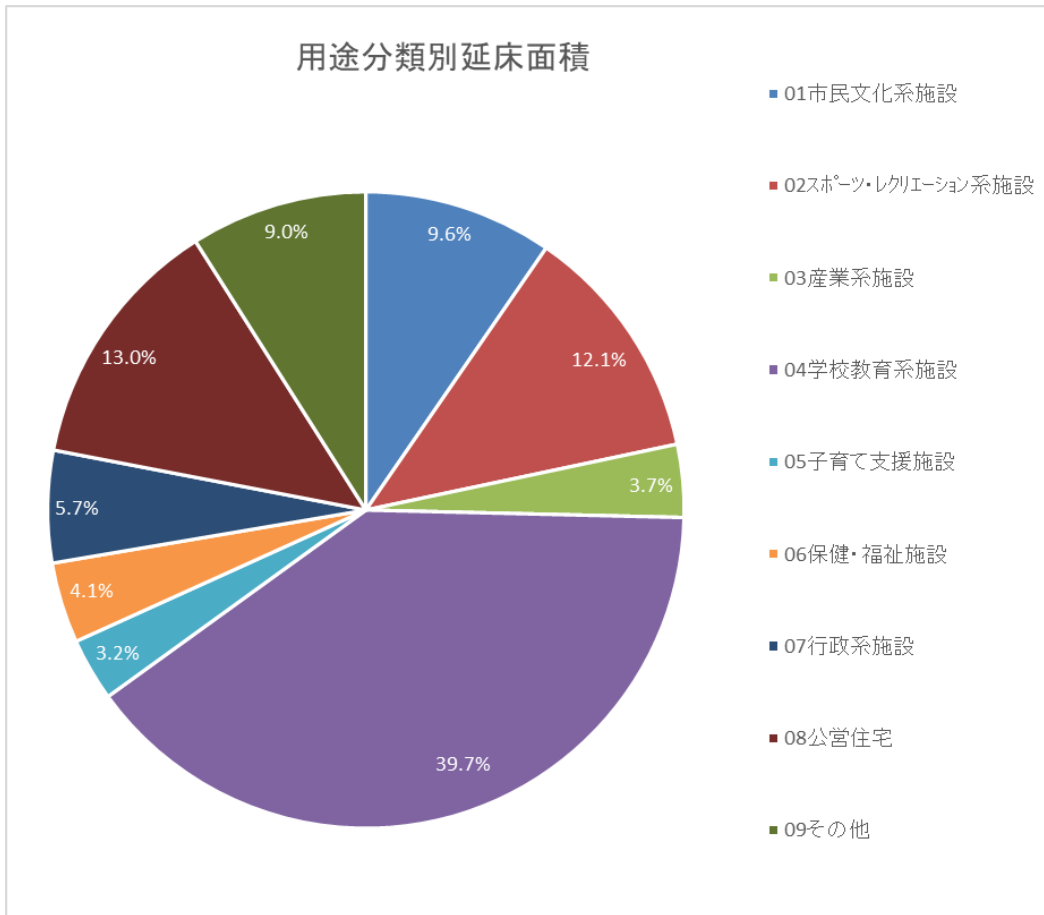
また、建築年度別では、建築基準法の耐震性能基準が改正された昭和 56 年度(1981 年)以前に建てられた建築物が 32.9%あります(建築年度不明を含まない)。

【表. 公共建築物 総括表】

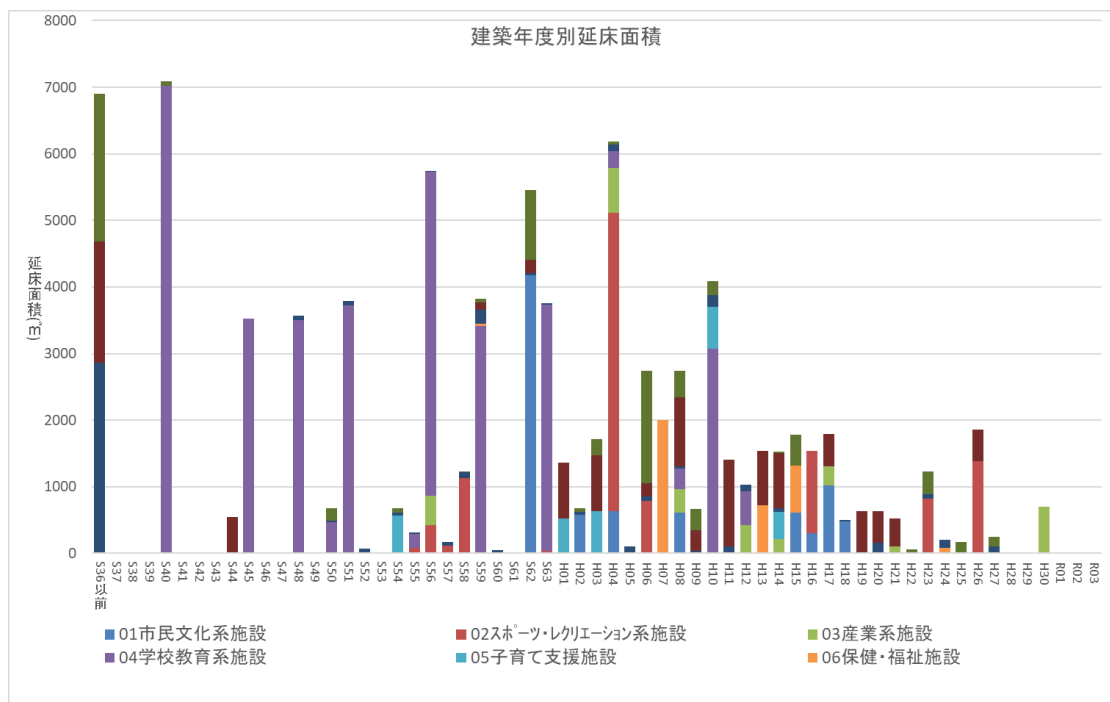
施設用途分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)
01市民文化系施設	8	8	8404.45
01公民館	5	5	6614.74
02集会施設	2	2	773.89
03図書館	1	1	1015.82
02スポーツ・レクリエーション系施設	18	130	10501.45
01スポーツ施設	15	25	4762.9
02レクリエーション施設・観光施設	3	105	5738.55
03産業系施設	12	26	3198.29
01農産物加工販売施設	7	13	1816.82
02農業施設	1		
03林業施設	1	1	679.04
04その他	3	12	702.43
04学校教育系施設	16	79	34554.6
01小学校	5	31	18458.44
02中学校	3	24	12806.53
03学校給食センター	1	4	982
04教職員住宅	7	20	2307.63
05子育て支援施設	5	7	2764.08
01幼保・こども園	5	7	2764.08
06保健・福祉施設	10	12	3562.18
01高齢福祉施設	8	12	3562.18
02障害福祉施設	1		
03保健施設	1		
07行政系施設	33	45	4935.78
01庁舎等	5	15	3007.01
02消防施設	28	30	1928.77
08公営住宅	24	124	11342.65
01町営住宅等	18	99	9319.99
02交流・移住推進住宅	6	25	2022.66
09その他	25	36	7874.15
01その他	25	36	7874.15
総計	151	467	87137.63

※同じ建物内に複数の施設がある複合施設で利用部分の線引きが困難な場合は、どちらか一方の施設に全延床面積を計上しています。そのため、他方の施設では延床面積を0 m²としています。

【図. 用途分類別延床面積】



【図. 建築年度別延床面積】



2-3-2 インフラ施設

【表. インフラ 総括表】

施設種別	総量	
	一般道路	総延長
	総面積	1,424,495m ²
トンネル	総延長	1,253m
	総面積	10,158m ²
橋梁	橋数	307橋
	総延長	4,587m
	総面積	18,991m ²
簡易水道管路	総延長	306,925m

① 道路

町道の総延長は277,166mであり、路面面積は1,424,495 m²です。町道は、国が管理する国道、県が管理する県道、隣接する自治体の市町村道と連携し、道路網を形成しています。道路の主たる役割は人と物の移動経路となる交通機能ですが、同時に街の形の骨格であり、電気・ガス・水道など他のインフラ施設も道路上又は道路の地下でネットワークを形成しており、生活する上で欠かせない重要な施設です。

② 橋梁

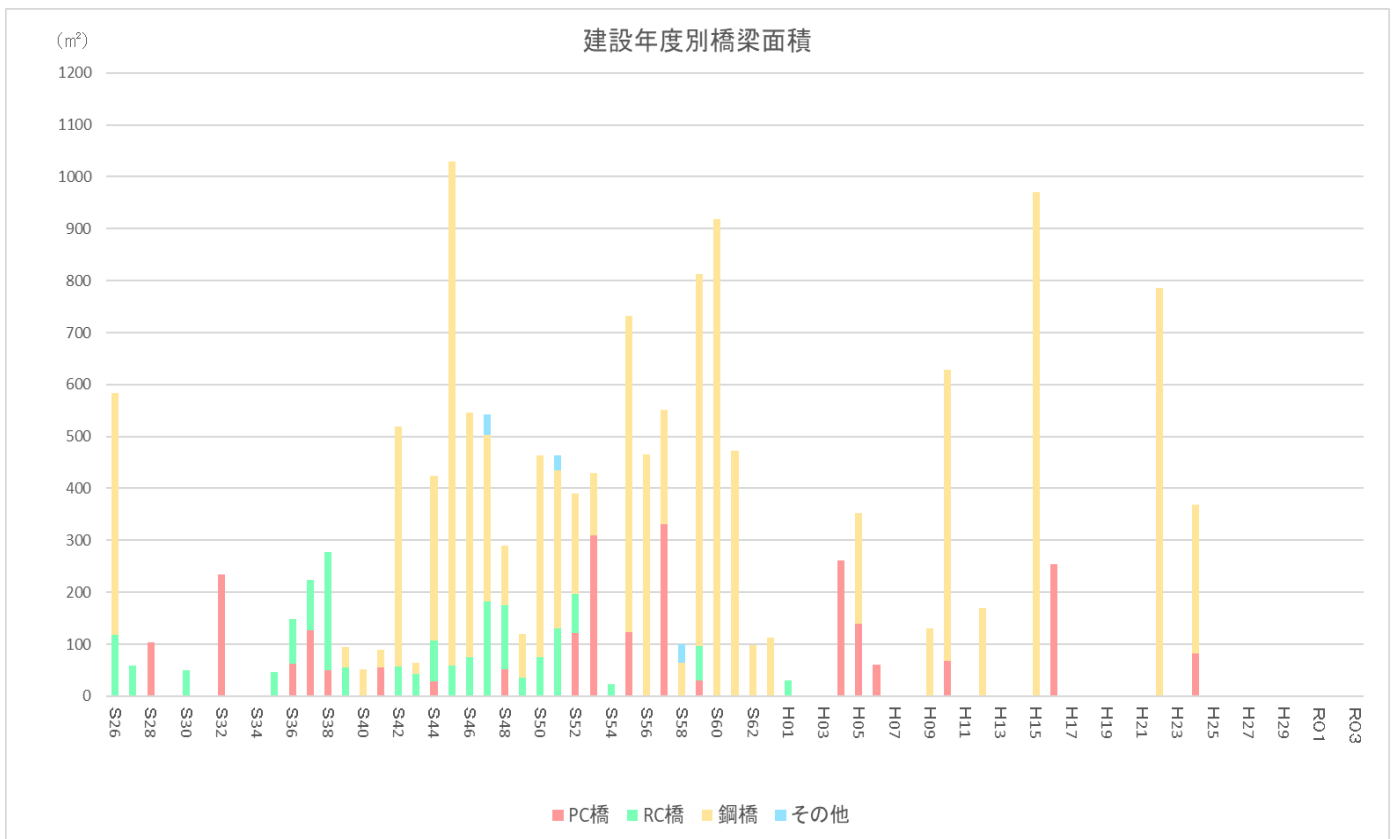
本町が保有する橋梁は、全部で307橋あります。橋長の合計は4,587m、橋梁面積の合計は18,991m²です。

建設年度を10年ごとに区切って見てみると、昭和50年代に建設された橋梁が最も多く、次いで昭和40年代に建設された橋梁が多くなっています。この時期に建設された橋梁は、既に31年から50年を経過しており、今後、架け替えや老朽化対策が必要になります。

また、建設年度が不明の橋梁が141橋あり、橋梁面積は3,453m²と全体の2割弱を占めています。その多くは比較的小さな橋梁であり、橋長5m以下が69橋、橋長6m以上10m以下が64橋、橋長11m以上15m以下が8橋という内訳になっています。計画的な管理を行うためには、老朽度など現状の把握が必要です。

構造別では、鋼橋が約6割を占めて最も多く、次いで鉄筋コンクリート橋（RC橋）とプレストレスト・コンクリート橋（PC橋）がそれぞれ2割程度あります。

【図. 建設年度別橋梁面積】



※建築年不明分(3,453)m²は含んでいません。

③ 簡易水道管路

本町の水道は、白川、赤川、飛騨川流域、三川及び黒川の 5 つの簡易水道事業があり、水道管路の総延長は 306,925m です。

本町が管理する水道管路は、取水施設から浄水場までを繋ぐ「導水管」、浄水場から配水場までを繋ぐ「送水管」、配水場から町内の各家庭・事業所等を繋ぐ「配水管」に分類できます。

【表. 事業別・分類別管路延長】

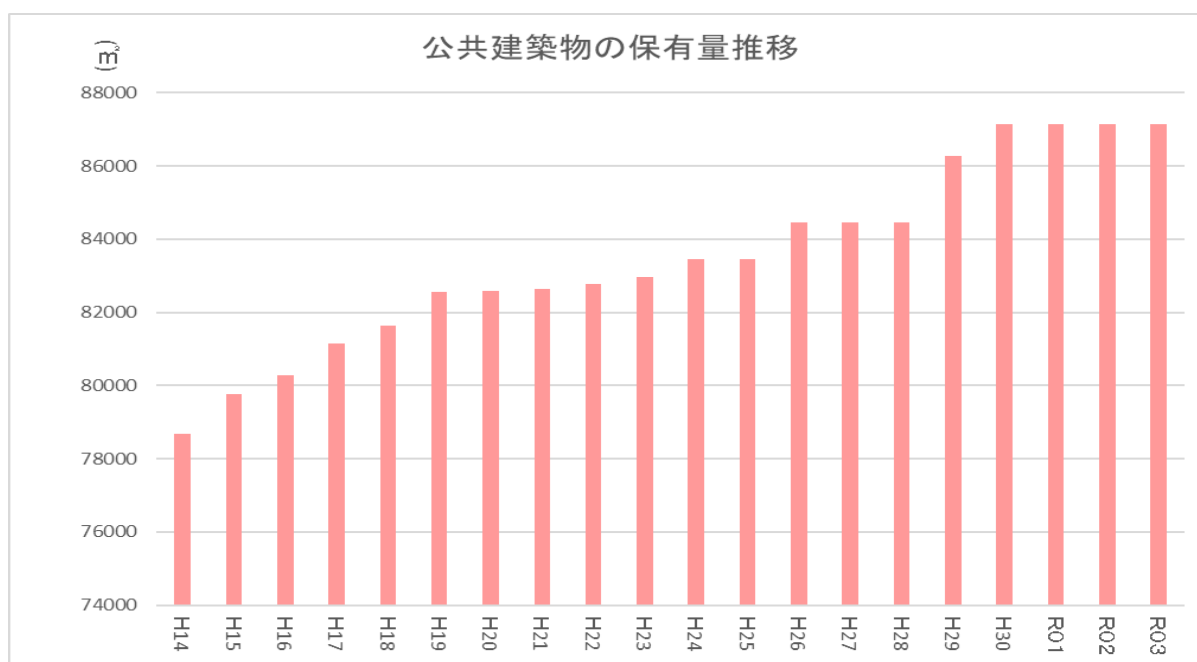
	白川	赤川	飛騨川流域	三川	黒川	合計
導水管	30m	384m	459m	851m	1,571m	3,295m
送水管	2,705m	12,225m	10,523m	3,522m	5,827m	34,802m
配水管	26,281m	67,260m	93,306m	22,924m	59,057m	268,828m
合計	29,016m	79,869m	104,288m	27,297m	66,455m	306,925m

2-4 公共施設等の保有量と減価償却率の推移

2-4-1 公共建築物の保有量推移

公共建築物の延床面積は50年前の昭和46年(1971年)には、13,153 m²でした。
【表. 公共建築物の保有量推移】で示す通り、20年前の平成14年(2002年)の延床面積は78,687 m²でしたが、現在は87,138 m²となり8,450 m²増えています。

【表. 公共建築物の保有量推移】



2-4-2 固定資産減価償却率推移の推移

公会計上の固定資産台帳に登録されている固定資産の取得価額を減価償却累計額で除した減価償却率の推移を【表. 固定資産減価償却率の推移】に示しました。固定資産減価償却率は令和2年度(2020年)で75.03%を超えており、町の資産全体の老朽化率が高いことが分かります。

【表. 固定資産減価償却率の推移】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
71.72%	72.75%	73.09%	74.27%	74.49%	75.03%

2-5 過去に行った対策の実績

平成28年度（2016年）から令和2年度（2020年）の過去5年間の建物に関する主な改修、修繕工事を【表. 年度別工事一覧】に示しました。

年度別 工事一覧	工事費用
平成28年度	54,335,616
クオーレの里施設 整備工事	7,065,748
農家レストラン整備工事	18,079,200
福祉センター空調設備改修工事	24,300,000
複合拠点施設建設 改修工事	1,846,800
その他施設 改修工事	3,043,868
平成29年度	322,326,670
クオーレの里施設 整備工事	3,402,000
各小学校、中学校 トイレ改修工事	78,882,120
給食センター 改修工事	5,475,600
黒川農業研修・交流施設 改修工事	34,388,280
佐見食品加工施設 改修工事	30,967,856
美濃白川道の駅 温泉ポンプ交換	3,132,000
複合拠点施設建設 改修工事	164,269,080
その他施設 改修工事	1,809,734
平成30年度	1,296,000
クオーレの里施設 整備工事	1,296,000
令和1年度	57,319,631
さわやか白楽園 修繕工事	4,557,600
各小学校、中学校 維持修繕費	11,336,400
給食センター 改修工事	22,054,631
町民会館 改修工事	19,371,000
令和2年度	19,420,800
防災放送施設等整備工事	13,500,300
その他施設 改修工事	5,920,500
総計	454,698,717

第3章 公共施設等の総合的・計画的管理に関する基本的な方針

3-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

3-1-1 取組体制

本計画を具体的に実施するため、総務課を中心に施設を管理する所管部局と調整を図るとともに、全庁的・総合的に取り組んでいきます。また、町民や学識経験者から意見、提言を受けながら取り組んでいきます。

3-1-2 情報の管理と共有

① 情報の一元管理

公共施設を適切に管理運営するためには、施設概要、歳出・歳入及び利用状況等の公共施設に関する最新の情報を常時把握できるようにしておくことが必要です。本町では施設データを一元的な情報データベースとして活用し、定期的に情報を更新していくものとします。

② 町民との情報共有

公共施設等総合管理計画の進捗状況等については、ホームページ等で公表します。また、必要に応じて町民への説明会を実施し、町民との情報共有に努めます。

3-2 現状や課題に関する基本認識

3-2-1 公共施設等の改修・更新等への対応

本町では建築物の老朽化率が70%を超え、老朽化が進行しています。インフラ施設においても40～60年前の施設から老朽化の状況に応じて順次改修等が必要となっています。

従来と同様に改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

したがって、今後は、このような状況を回避するために改修・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させていくことが必要です。併せて、適正な公共施設等の規模や配置の検討により効率的な管理・運営を進めていく必要があります。

3-2-2 厳しい財政事情への対応

今後は、人口区分のうち特に生産年齢人口の減少に伴う町税の減少や高齢化社会の進展に伴う扶助費の増加に伴い、町の財政状況は厳しさを増すことが予想され、投資的経費及び維持管理費に充当される財源の確保が厳しくなることが予想されます。このような中、公共施設等の管理・運営にかかる費用を効率的に縮減し、なおかつ一定水準の行政サービスの維持を図っていくことが大きな課題となります。

一方、民間企業との連携も視野に入れながら事業の効率化や維持管理費の削減に取り組むことも検討していく必要があります。

3-3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設の適正配置

類似施設の重複や過剰な配置を避け、町全体として効果的かつ適正な配置に向けて計画的に取り組みます。

(2) 既存施設の有効活用による効率的な行政経営

後は既存施設の有効活用に重点を置き、人口構成や社会情勢の変化により、稼働率の低下や余裕スペースが発生している施設は、維持コストや行政サービスの効用、住民のニーズなどを総合的に検討し、他施設との機能統合、用途転換、廃止を行うなどの見直しを行います。

廃止する施設については、建築物本体、或いは建築物撤去後の跡地を、資産として有効活用します。

(3) 予防保全の推進

損傷等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改築などを行う「予防保全型」へと切り替え、機能の保全・向上と耐用年数の長寿命化を図ります。

(4) 民間活力の導入

行政が撤退しても民間によるサービスの量や質が従来通り確保される施設、または民間の方がより効率的・効果的に運営できる施設は、積極的にアウトソーシングを検討・推進します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 基本方針

4-1-1 更新方針の優先順位

インフラ施設は町民の生活基盤であり、公共施設(建築物)とは異なり、統廃合等は難しい施設であることから維持管理費の抑制に努めます。優先順位の高いインフラ施設は予防保全を実施し、計画的な保全を進めます。具体的な取組としては施設担当課による定期点検を行い、必要な予防保全となる修繕費相当額を予算計上します。

公共施設の統廃合は、町民の利用度や避難所指定の有無、維持管理コスト等から検討を行い、更新に当たっては町の財政状況を踏まえつつ、人口規模に見合う適正な保有量とします。

4-1-2 地方公会計(固定資産台帳)の活用

地方公会計と公共施設の適正管理の連携を円滑に行うため、地方公会計で作成・管理する固定資産台帳は、「施設データベース」と共通コードを有しています。今後、固定資産台帳の異動更新時には、共有コードを通して「施設データベース」の更新も同時並行で行います。

4-1-3 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

行政財産として各所管で管理している未利用地等は、速やかに普通財産に変更し、財産管理部署で一元管理します。将来的に町として活用する可能性が低い未利用地等は、企業誘致も視野に入れて積極的な売却処分を進め、収益は公共施設の改修や建替えの費用として活用します。

4—2 公共建築物

① 町民文化・社会教育施設

白川地区の中央公民館（町民会館）にはコンサート等のイベントが開催できるホールがあり、町全体の文化活動の拠点になっています。また、会館内には保健センターが設置され、役場保健福祉課や教育委員会の窓口及び事務所もあり、文化・教育・保健福祉の複合施設でもあります。

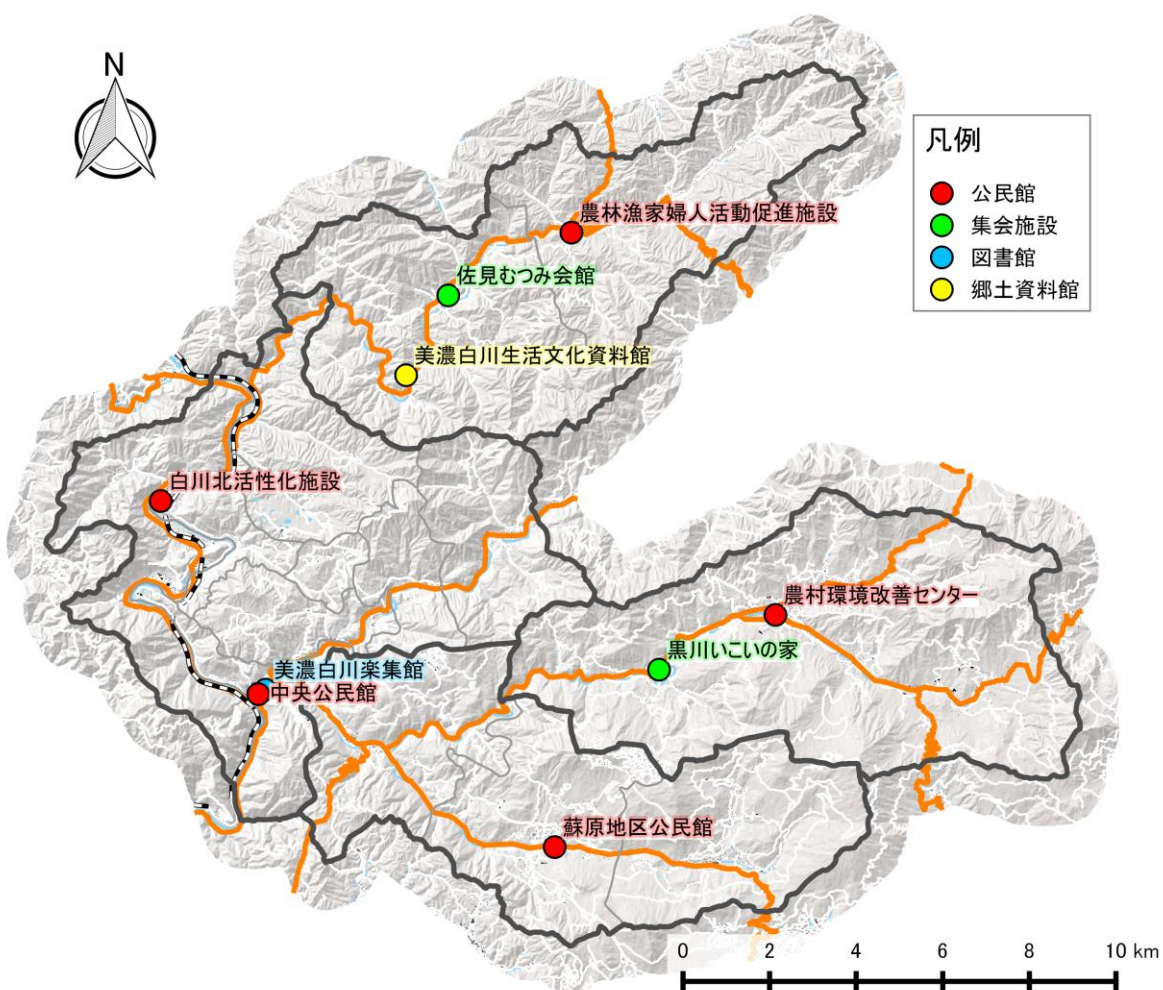
白川北活性化施設、蘇原地区公民館、白川町農村環境改善センター及び白川町農林漁家婦人活動促進施設は役場出張所と一体化し、各地区における行政と住民活動の拠点施設である「ふれあいセンター」になっています。

黒川いこいの家は、地元団体によって維持管理されています。

美濃白川楽集館はJAめぐみの美濃白川支店の2、3階部分に入っている施設で、2階は図書館、3階は資料室や展示室などになっています。

美濃白川楽集館及び美濃白川生活文化資料館には、指定管理者制度が導入されています。

【図. 市民文化系施設配置図】



② スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設

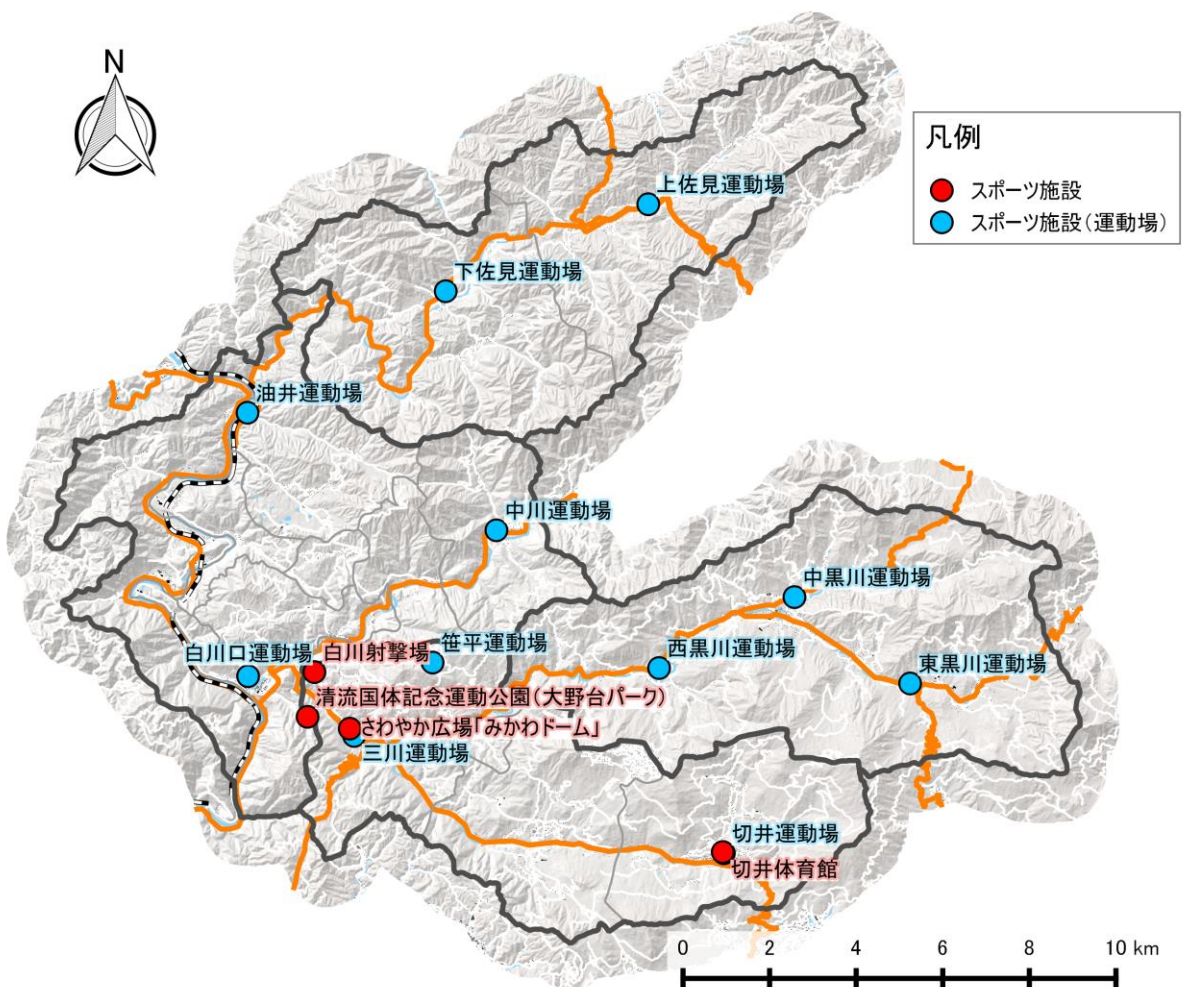
町内に 11 か所ある運動場は、研修室を併設する上佐見運動場を除き、管理棟やクラブハウスのような小規模な建物しかありません。

規模の大きい建物を有する施設は、切井体育館、みかわドーム及び大野台パークの 3 施設です。

大野台パークは、旧県立白川高等学校（平成 19 年に県立加茂高等学校に統合、平成 21 年に閉校）の体育館とグラウンドを再整備した施設です。

全てのスポーツ施設が指定管理又は包括委託によって、外部団体により運営管理されています。

【図. スポーツ施設配置図】



レクリエーション・観光施設

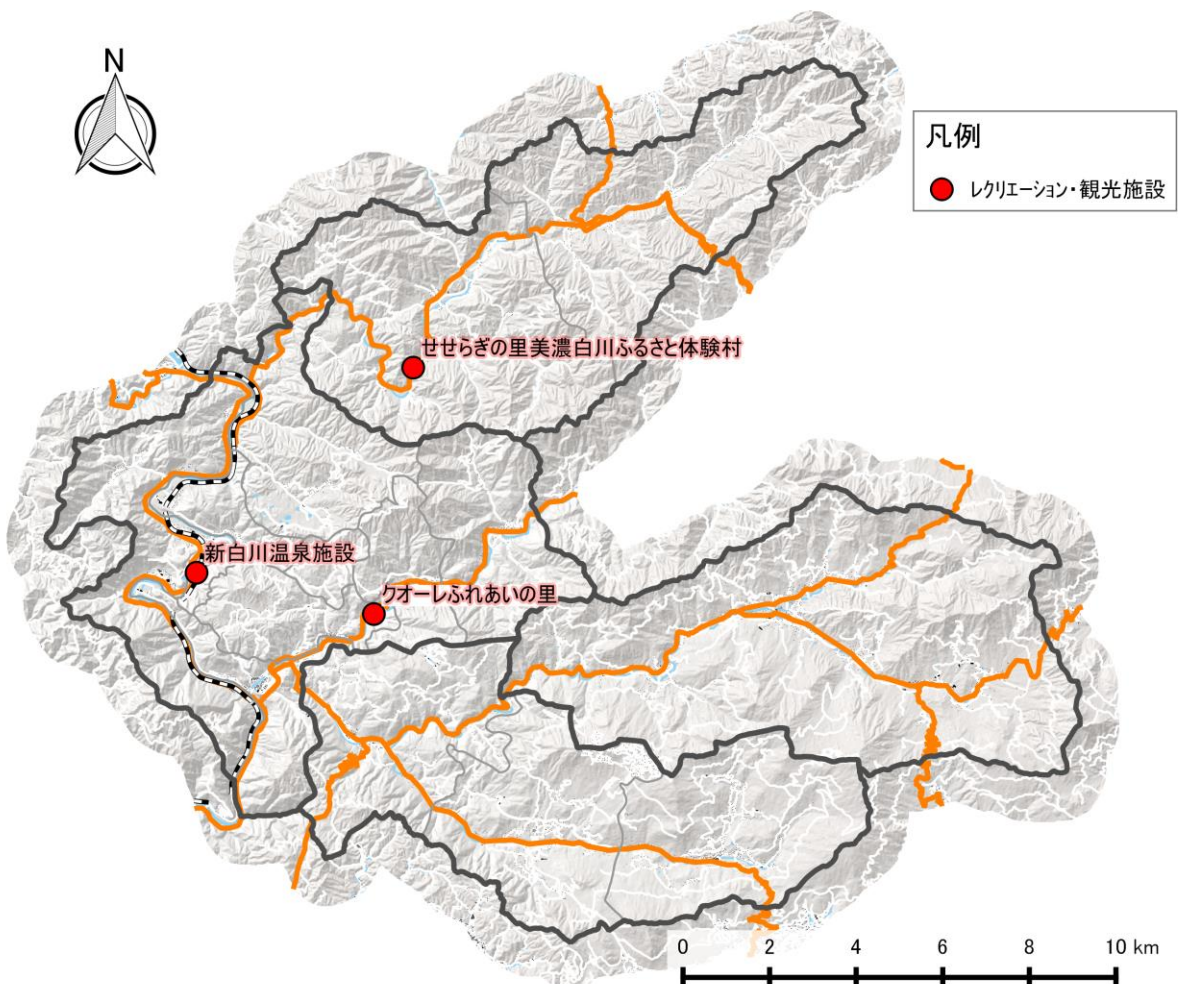
クオーレふれあいの里は「道の駅 清流白川クオーレの里」、新白川温泉施設は「道の駅 美濃白川ピアチェーレ」として道の駅に登録されています。

クオーレふれあいの里とふるさと体験村は、キャンプ場やコテージを備えた、本町の豊かな自然と触れ合える施設です。

新白川温泉施設の周囲には、白川茶の手もみ見学・体験施設である「茶・ちゃ・チャ」、地元野菜を販売する「チャオ」、地元女性が製造販売する「てまひまの店」があり、本町の特産品の魅力を発信しています。

3施設とも指定管理者により運営管理されています。

【図. レクリエーション・観光施設配置図】



③ 産業系施設

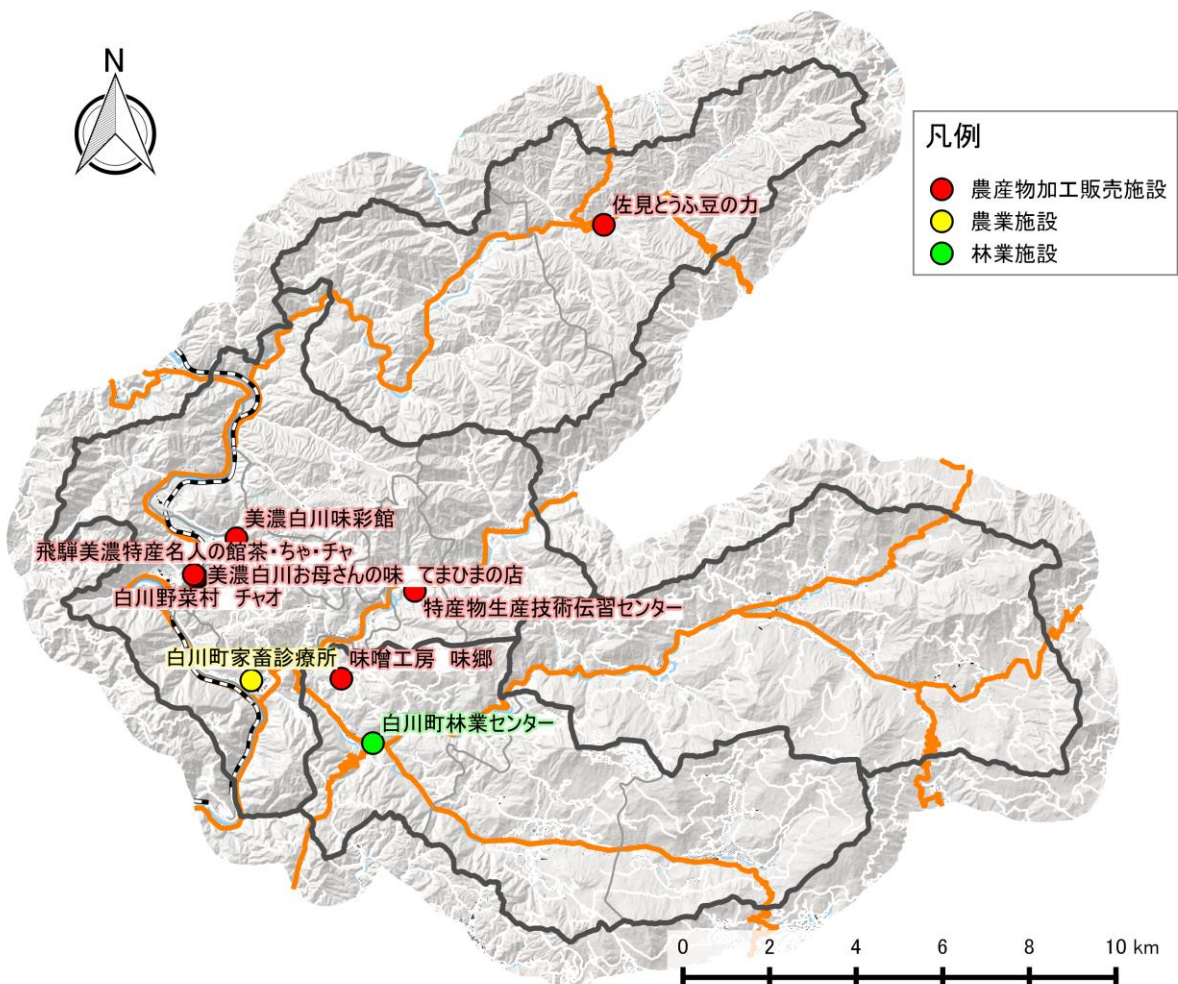
特産物生産技術伝習センター及び飛騨美濃特産名人の館茶・ちゃ・チャは、白川茶の伝統的な技術を伝承するための施設です。

味彩館、味噌工房味郷、野菜村チャオ、佐見とうふ豆の力及びてまひまの店は、農産物の加工と販売を行う施設です。農産物を加工して付加価値を付けて販売するという、農業生産（1次産業）と加工（2次産業）と販売（3次産業）を合わせた6次産業化を推進しており、生産団体に包括委託しています。

家畜診療所は町役場に併設されています。

林業センターは林業振興のための施設で、森林組合に管理を委託しています。

【図. 産業系施設配置図】



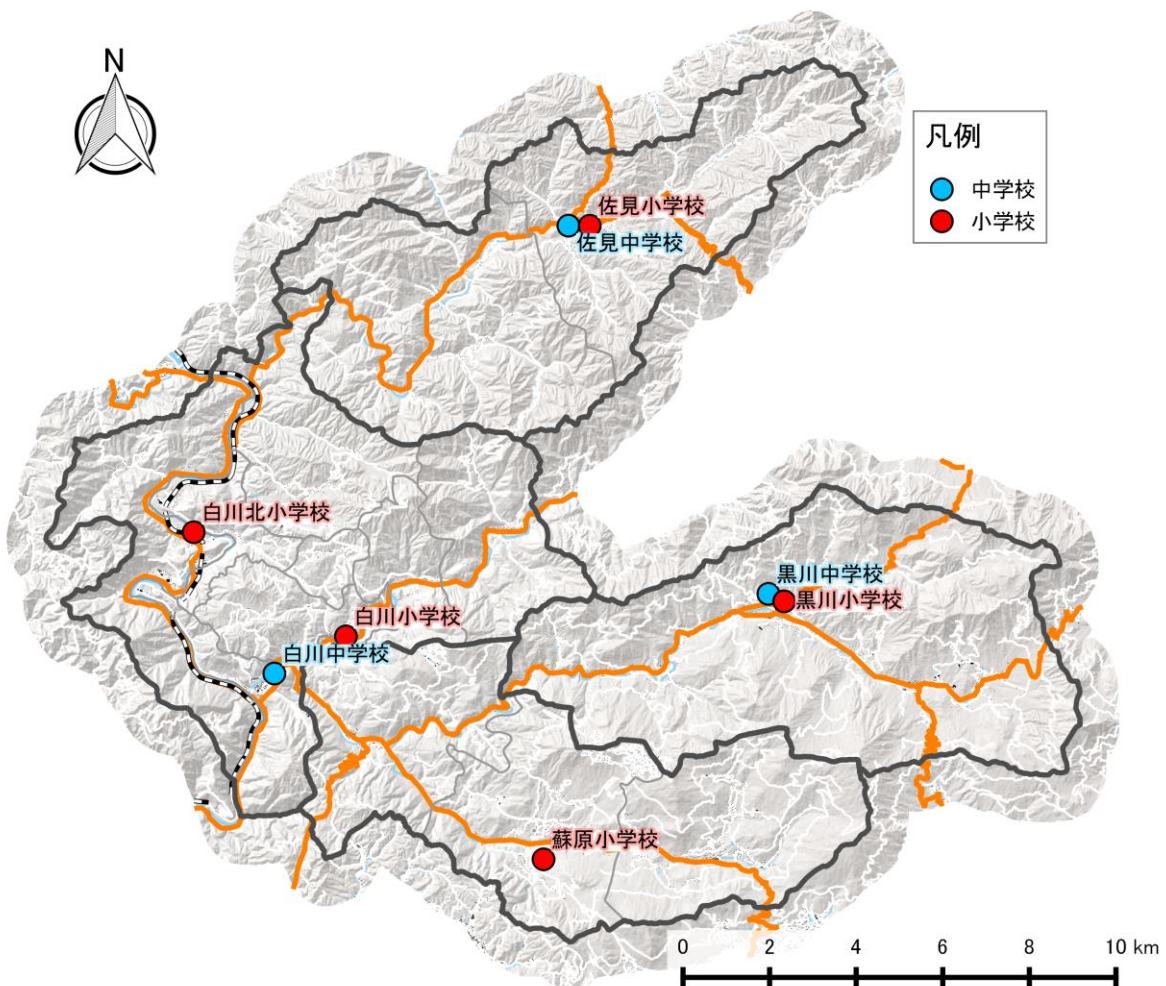
④ 学校教育系施設

学校

町内には5つの小学校と3つの中学校があります。本町では少子化が進行しており、学年別の児童・生徒数が全町合計で45～80人となっています。

白川北小学校と佐見小学校では、2学年をまとめて1つの学級にした複式学級を編成している学年もあります。

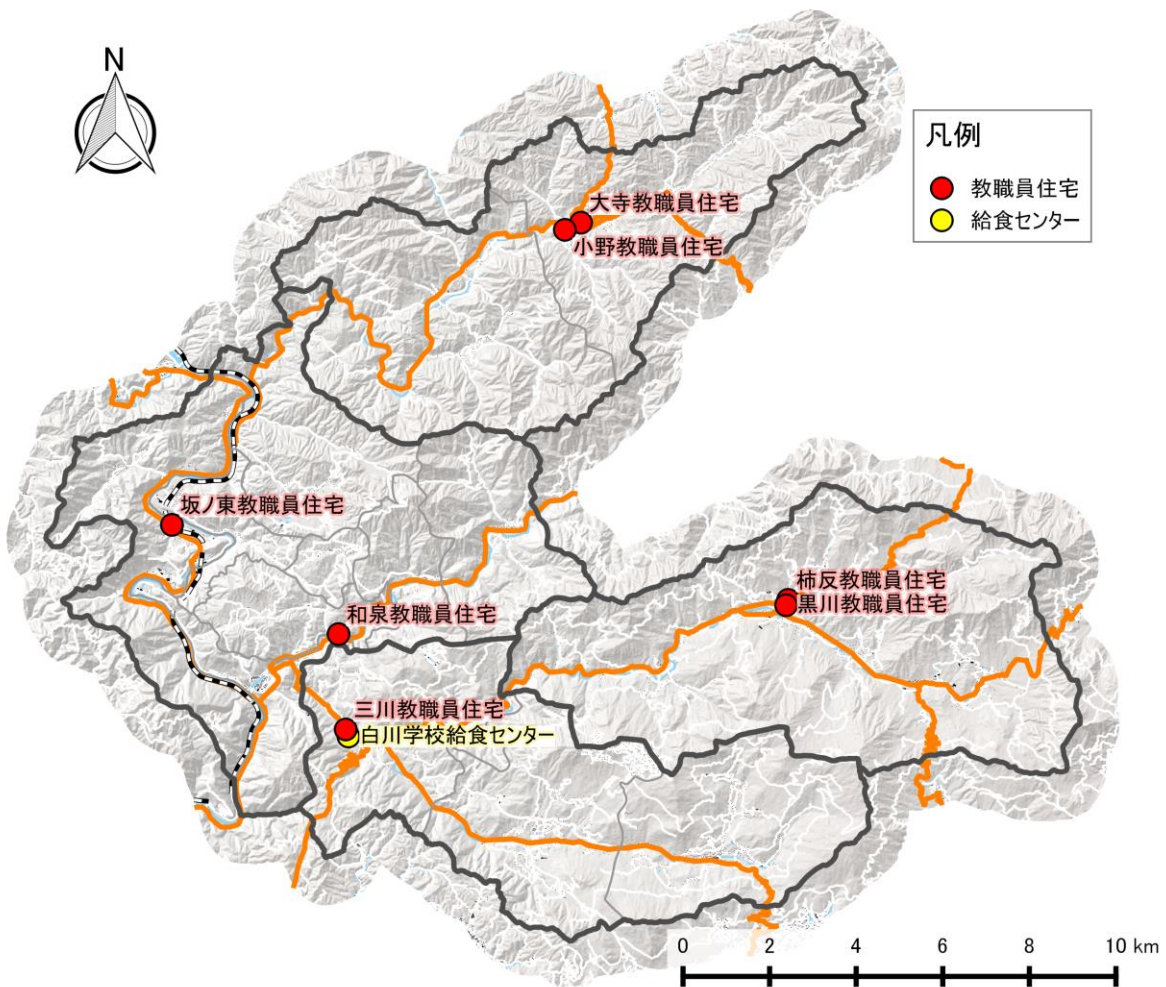
【図. 学校配置図】



その他教育施設

教職員住宅は、町立学校に勤務する教職員の住宅を確保するために建てられました。平成に建設され三川、黒川、柿反及び大寺の住宅は利用率が高いですが、昭和 50 年代建設の和泉、坂ノ東及び小野の教職員住宅は利用率が低くなっています。白川学校給食センターは、5 小学校・3 中学校に給食を提供しています。

【図. その他教育施設配置図】

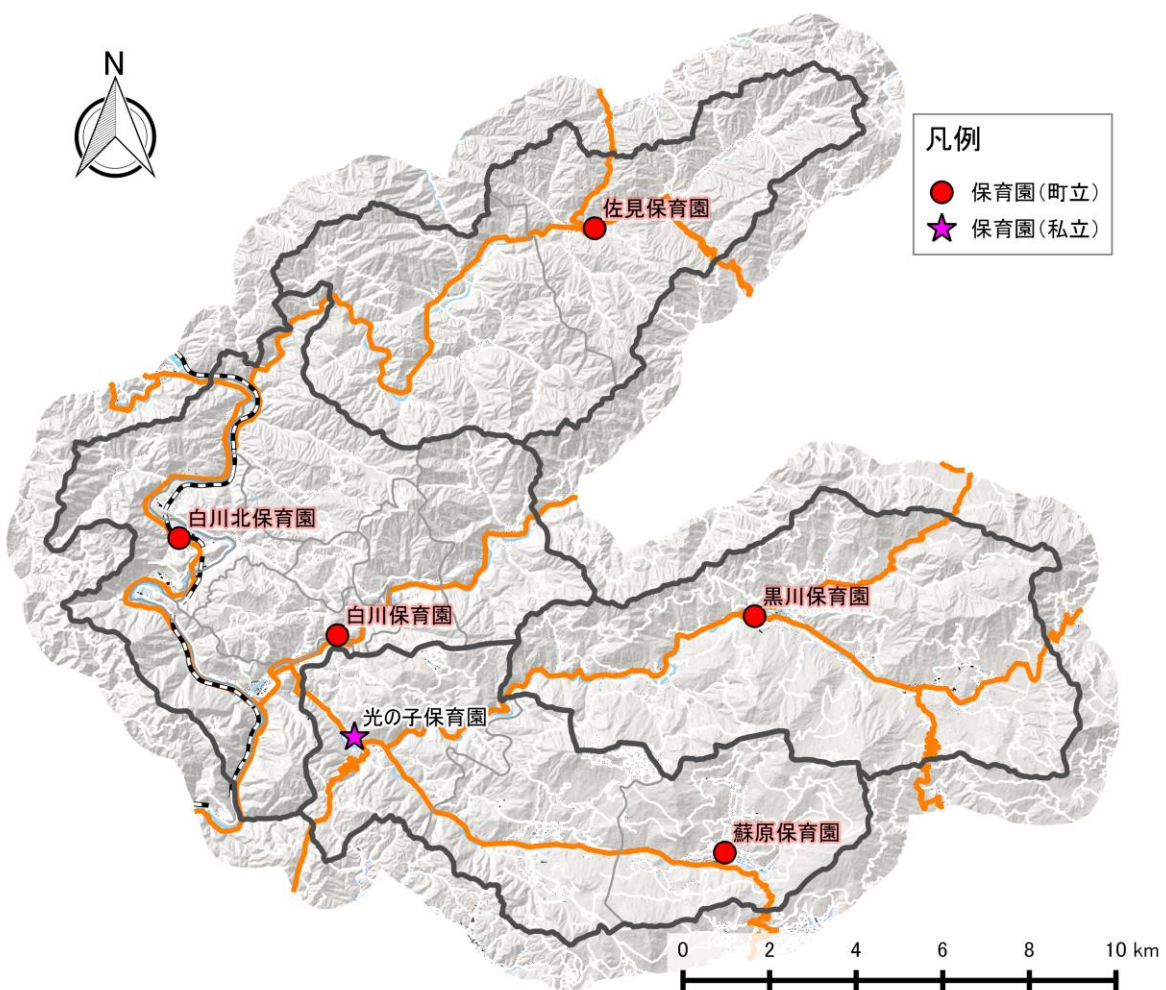


⑤ 子育て支援施設

町立保育園は白川、白川北、蘇原、黒川及び佐見の 5 保育園あります。私立では、保育園が蘇原地区三川に 1 園（光の子保育園）あります。

各町立保育園を拠点として、子育て支援センターが未就園児を含めた子育て支援活動を行っています。町内在住で町内の保育園に通う 3～5 歳児の保育料が、平成 28 年 1 月から無料化されました。

【図. 子育て支援施設配置図】



⑥ 保健・福祉施設

高齢福祉施設

地域福祉センターとして蘇原地区三川のさわやか白楽園と黒川地区の気楽園の2施設があり、デイサービスセンターも併設されています。

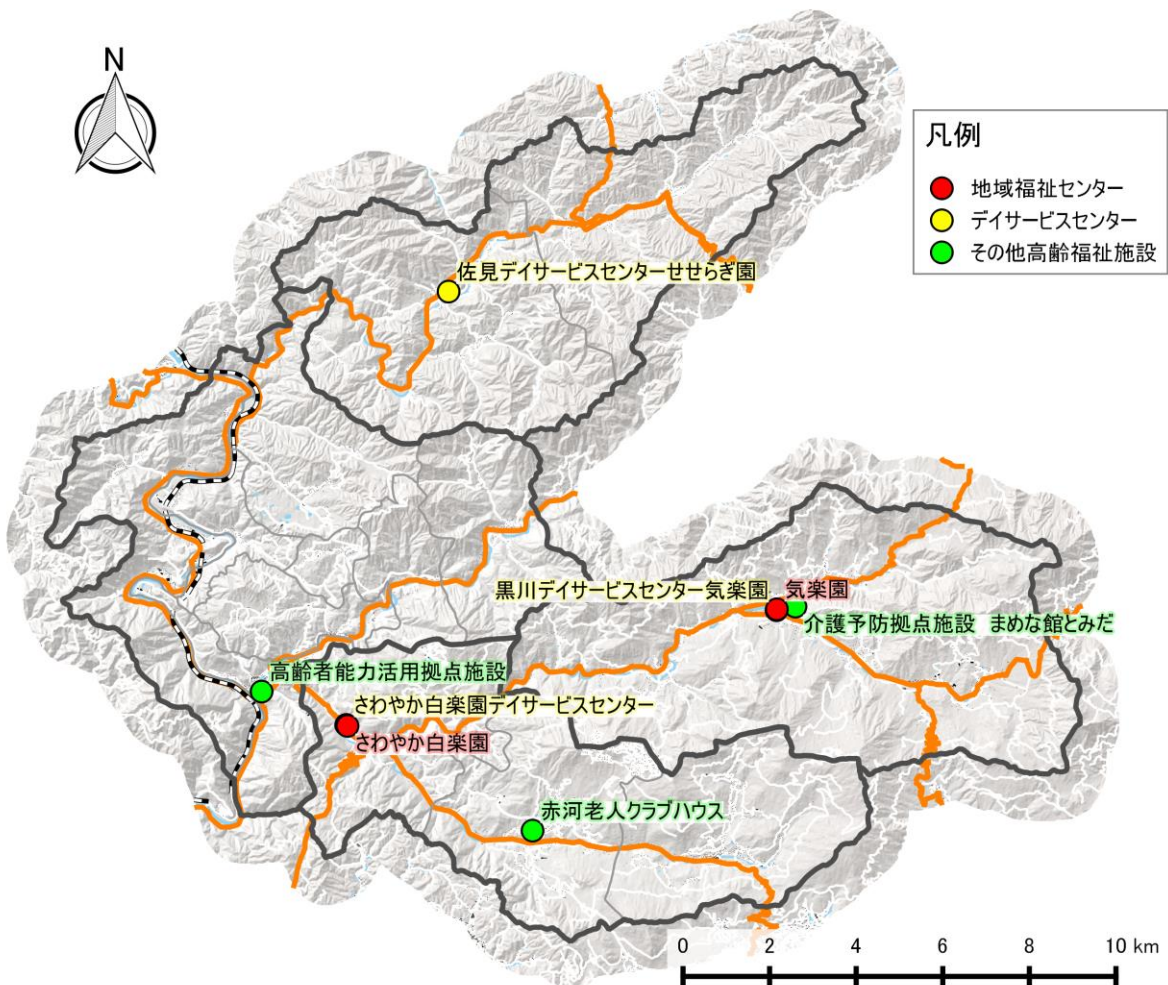
デイサービスセンターは、他にも佐見地区のせせらぎ園があります。

黒川地区のまめな館とみだは、介護予防を目的とした施設です。

これら的高齢福祉施設は、社会福祉法人を指定管理者としています。

また、高齢者能力活用拠点施設は、シルバー人材センターに貸付けられています。

【図. 高齢福祉施設配置図】

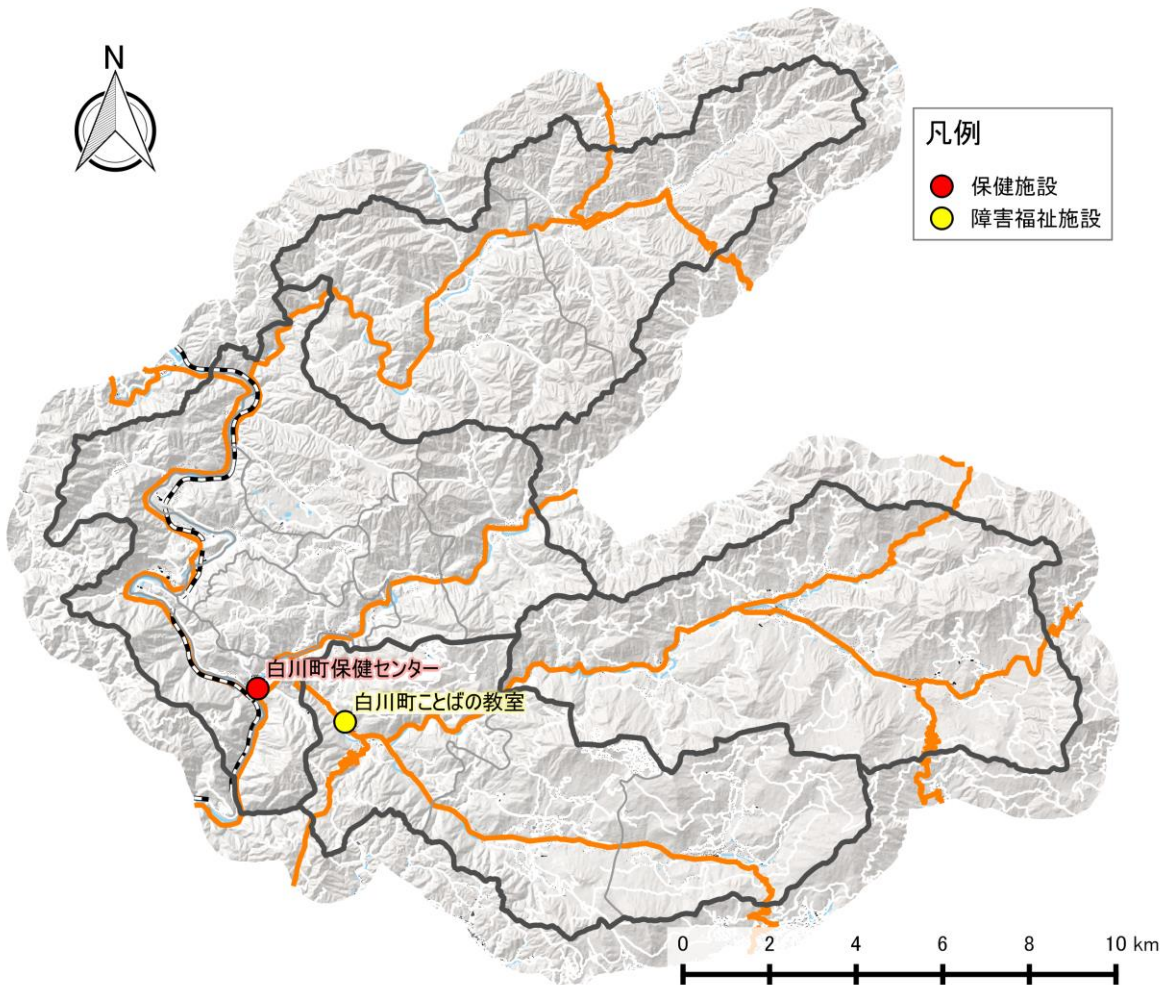


障害福祉施設・保健施設

ことばの教室は障害児の発達支援を行う施設で、地域福祉センターさわやか白楽園内に設置されています。

白川町保健センターは本町の保健福祉行政の拠点施設です。中央公民館（町民会館）内に設置されています。

【図. 障害福祉施設・保健施設配置図】



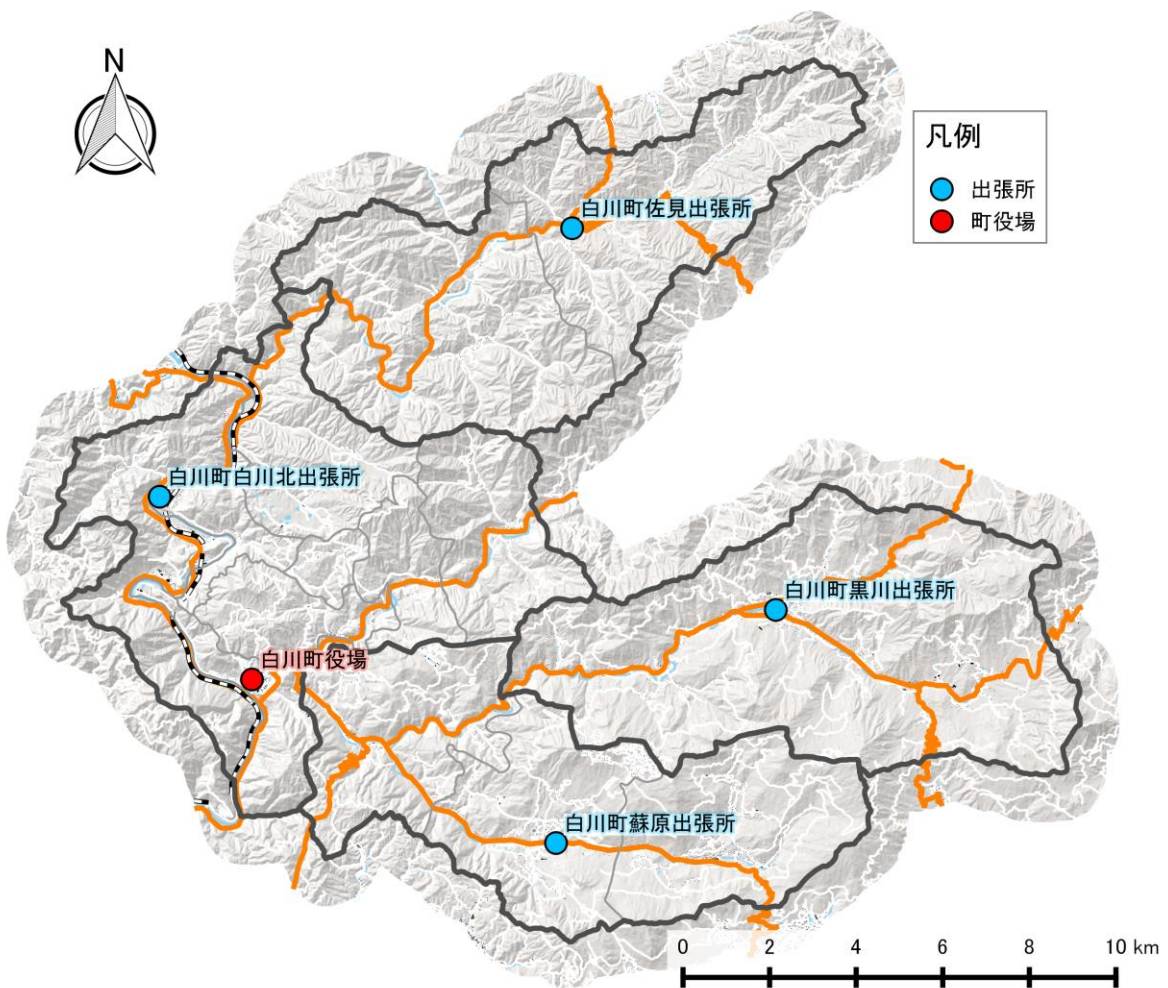
⑦ 行政系施設

庁舎等

白川町役場は白川地区河岐にあり、各地域の行政窓口として白川北、蘇原、黒川及び佐見に出張所が置かれています。

各出張所はふれあいセンター内にあり、公民館等と一体化した複合施設となっています。

【図. 行政系施設配置図】



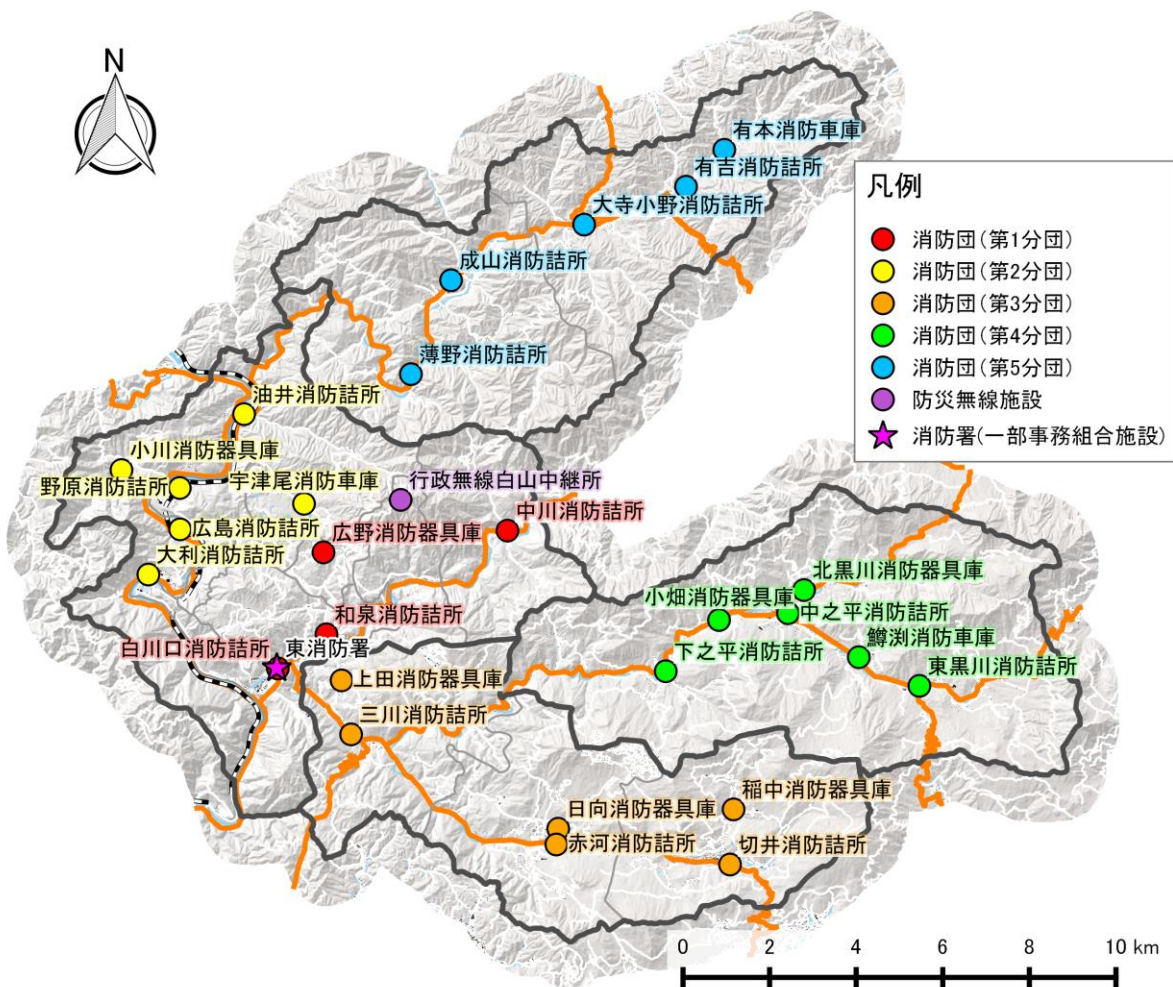
消防防災施設

本町は、周辺の2市7町1村と一部事務組合である可茂消防事務組合を設立し、共同で消防行政を実施しています。可茂消防事務組合が管理する施設として、白川地区河岐に東消防署があります。

本町が管理する消防施設としては、消防団の詰所・器具庫があります。地区ごとに5つの分団が組織され、合わせて28の詰所等が各地に配置されています。

その他の防災関連施設は、防災行政無線を遠方まで届けるための中継所が1箇所あります。

【図. 消防防災施設配置図】



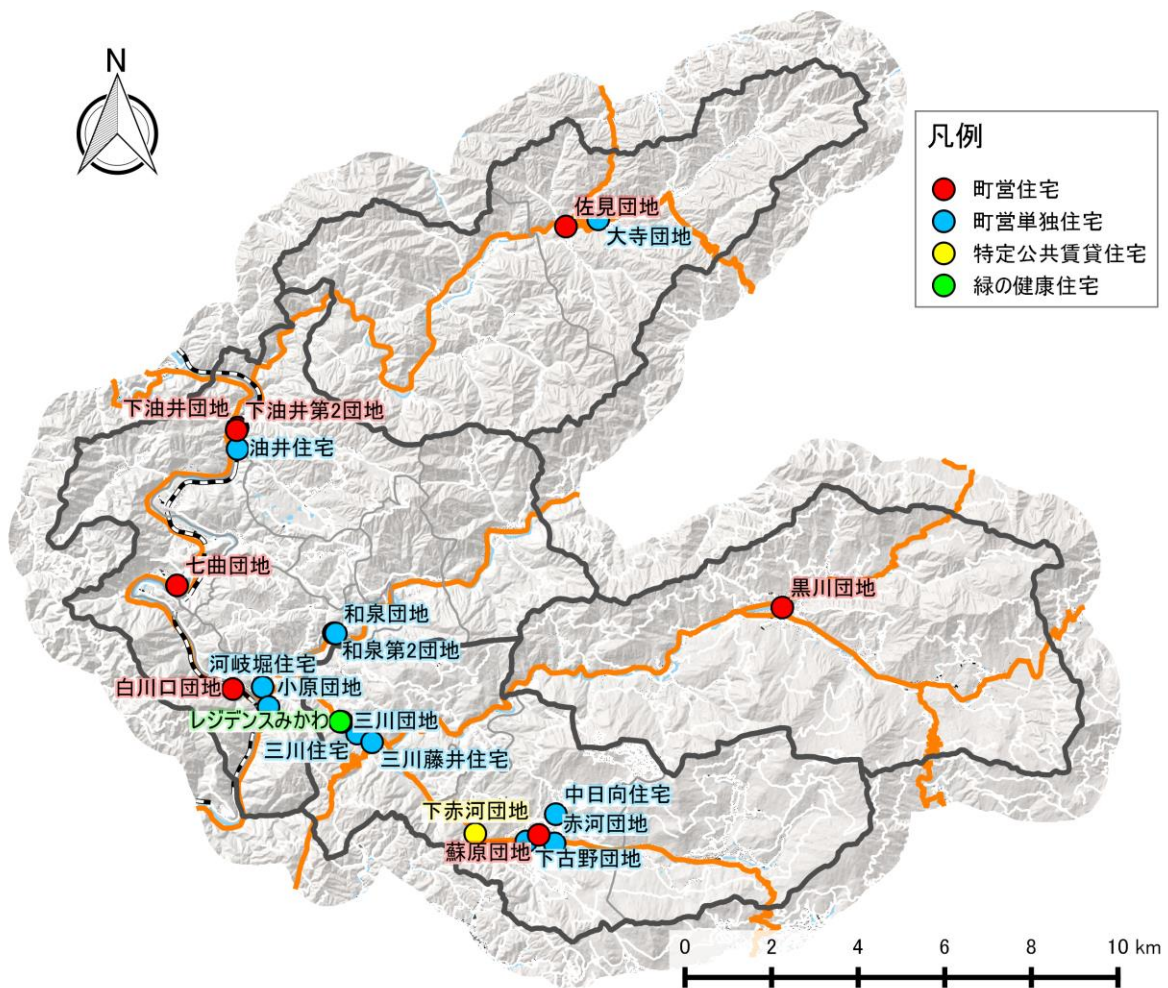
⑧ 公営住宅

町営住宅等

主に町民の居住のために提供される住宅は 21 施設 107 棟あり、入居可能な戸数は 141 戸になります。

住宅建設の根拠となる設置条例により入居対象者や家賃などの制度は異なり、町営住宅、町営単独住宅、特定公共賃貸住宅及び緑の健康住宅に分類されます。

【図. 町営住宅等配置図】



交流・移住推進住宅

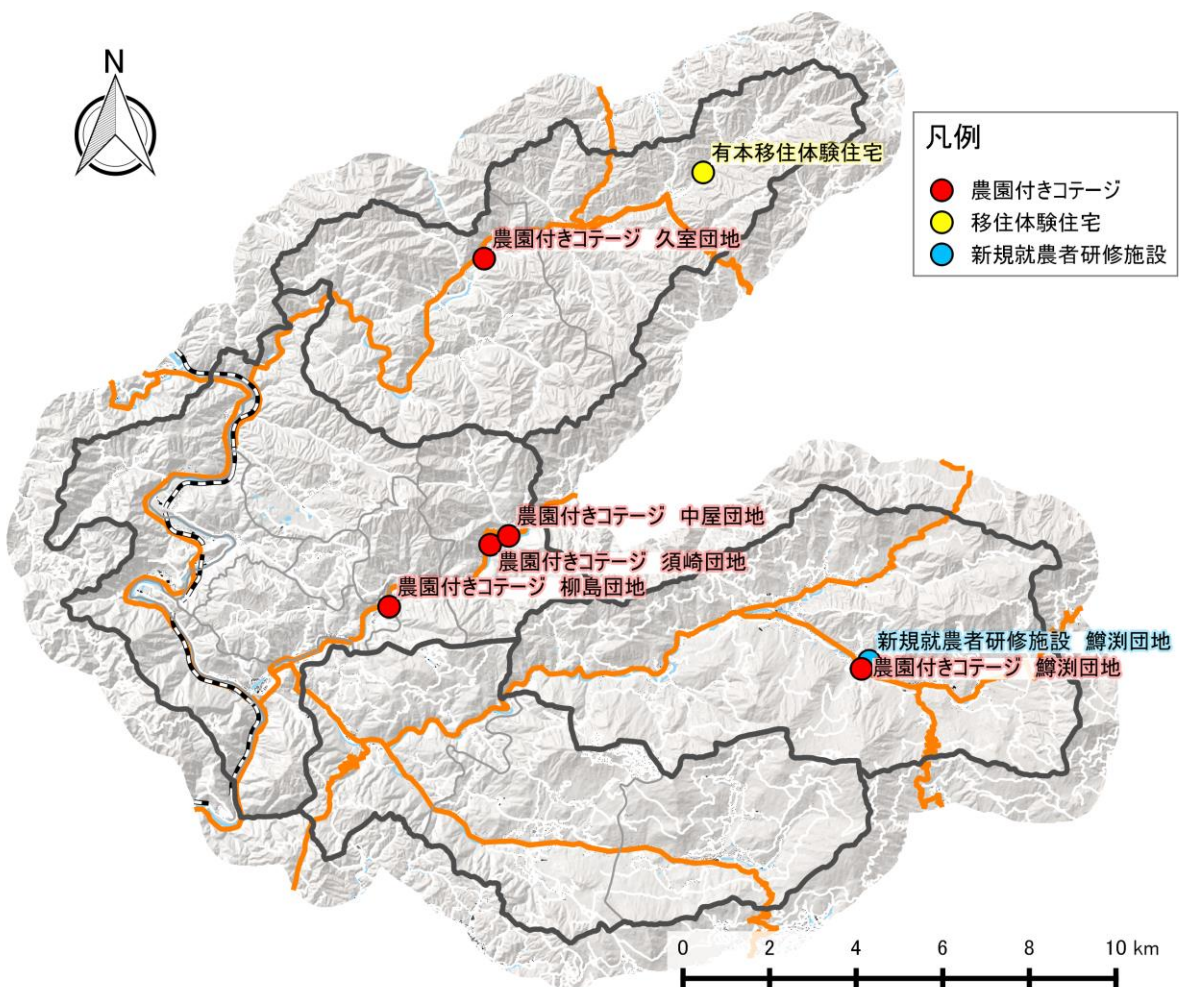
町外から来る人に住宅を提供し、地域との交流や移住を推進する施設が7施設26棟あります。

農園付きコテージは都市住民が農業体験を通じて地域と交流する施設で、農村景観の保全と地域の活性化につながります。

新規就農者研修施設は就農の意欲がある人を受け入れ、農業技術習得のための研修を実施する施設であり、農業振興に貢献します。

移住体験住宅は移住希望者が実際に白川町で生活する機会を提供し、人口流入を促すことを目的としています。

【図. 交流・移住推進住宅配置図】



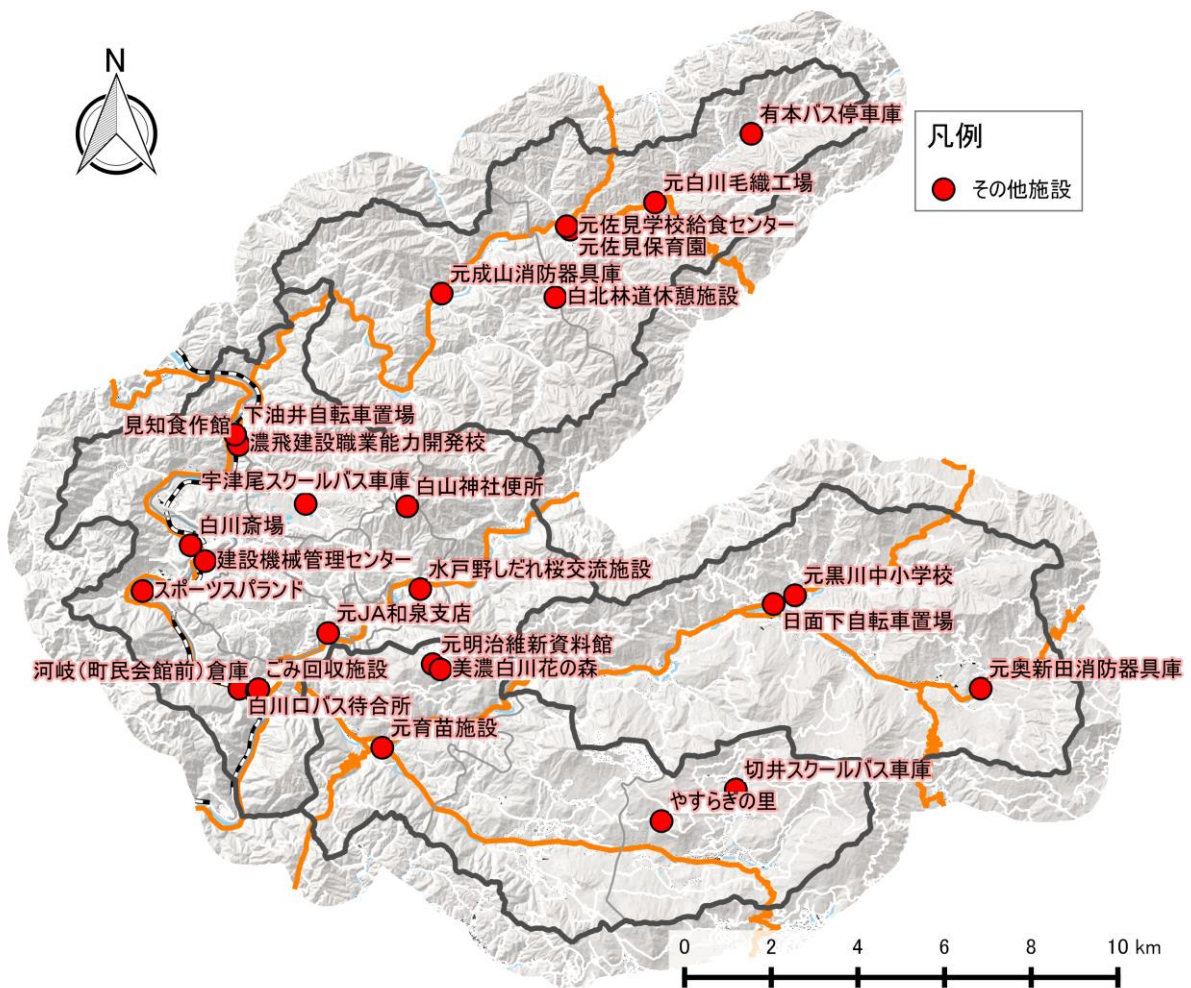
⑨ その他の施設

白川斎場は、火葬場と斎場（葬儀場）を備えています。

学生の通学に関連する施設として、スクールバス車庫と自転車置き場があります。

本来の用途での利用が既に終了している施設もあります。一部の施設は、他団体等に貸付けて利用されています。

【図. 0-1 その他施設配置図】

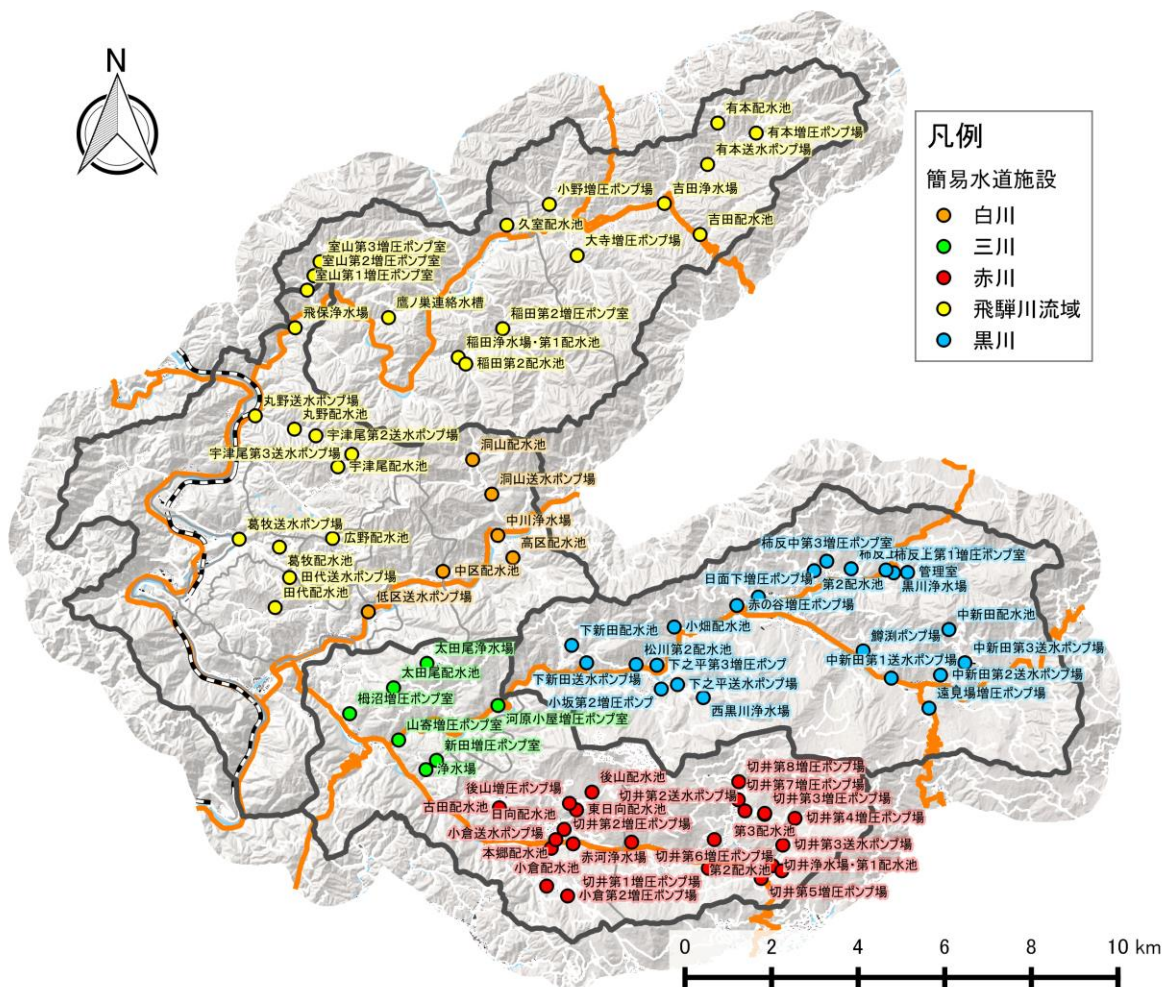


⑩ 上水道施設

本町の水道事業は、白川簡易水道、赤川簡易水道、飛騨川流域簡易水道、三川簡易水道及び黒川簡易水道の5つの簡易水道に分かれています。

浄水場、配水池、ポンプ場などが各地に配置されており、それらの施設が水道管で繋がれて、各家庭・事業所等に上水道を給水しています。

【図. 上水道施設配置図】



第5章 課題の整理

本町が保有する公共施設等とそれを取り巻く社会環境の現状と将来推計から、公共施設等を管理する上での課題を、次のように整理します。

・人口減少と少子高齢化

公共施設等の主要な利用者は町民であり、町の人口の変化は、公共施設等の需要に大きく影響します。将来推計では人口が減少し、年齢構成も少子高齢化が進行すると予測されており、今後は公共施設等に対する需要も変化すると思われま

す。
また、町民は公共施設等の利用者であると同時に、公共施設等の維持管理に必要な費用を負担する納税者でもあります。公共施設等の総量が変わらないまま人口が減少すると、1人あたりの負担は増大します。

そのため、将来の人口や年齢構成を考慮し、今後は公共施設等のあり方と適切な保有量を検討する必要があります。

・公共施設等整備費用の不足

本町の近年の財政は、平成 22 年度（2010 年）をピークに、ここ数年間は財政規模が縮小し続けています。

財政規模の変化に最も大きく影響されるのが、公共施設等の整備に充てられる投資的経費です。今後も財政規模の縮小傾向が続くと、投資的経費も連動して縮小していくと予測されます。

また、今後多くの公共施設等で更新又は改修の時期を迎え、多額の費用が必要になると試算されています。更新費用が不足すると、老朽化した公共施設等が放置されるおそれがあります。

・公共施設等の安全確保と行政サービスの維持

公共施設等は、町民が日常生活の中で利用するものであり、老朽化等が原因で損壊が発生すると重大な事故につながるおそれがあります。公共施設等の保全を確実にいき、町民が安全に、かつ安心して利用できる状態を維持する必要があります。

また、公共施設等は行政サービスを提供する場でもあるので、その機能を継続して行政サービスの質を維持しなければなりません。

第6章 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると想定されています。

その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する3つの基本方針を定めます。

6-1 公共施設等保有量の適正化

人口増加と経済発展に伴い整備されてきた公共施設等ですが、今後の人口減少時代にその全てを保有し続けることは財政上困難です。将来の財政状況で維持管理できる適正な規模まで、公共施設等の保有量を削減することが不可欠です。

公共建築物については、施設統合による複合化・多機能化により施設保有量の削減と行政サービスの維持・向上を図るとともに、不要な施設を廃止します。

インフラは面またはネットワークとして整備されているものが多く、また、町民の生活基盤となっているため、短期的に削減することが困難です。既存インフラの維持を基本とし、新規に整備または拡大するものについては必要性の高いものみに限定して、保有量の増大に歯止めをかけます。

6-2 長寿命化と安全確保

公共施設等は町民の生活の中で広く利用され、老朽化による事故が発生した場合の生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長い期間、安全に利用できることが求められます。

長寿命化により公共施設等を長期間利用できるようになることで、1年あたりのコストは低下し、財政面でもメリットがあります。

6-3 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような必須施設を維持していく上で、行政サービスの質を低下させずにコストを削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入など、公共施設等の性質に応じて様々な手法を検討し、効率的な管理を行います。

第7章 公共施設等保有量の適正化

7-1 新規建設の制限

新しく公共施設等を建設する際は、事前にその必要性について十分な検討を行います。現在の需要だけではなく将来の需要を見据えた上で必要であるか、建設費用だけでなく毎年の維持費も考慮して費用対効果が高いのか、未利用施設の再利用や既存施設の複合化などで対応できないか、のように色々な角度から検討し、その上で必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替えの際は、既存建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設との複合化で総延床面積を削減できないか検討します。

7-2 統廃合と転用の推進

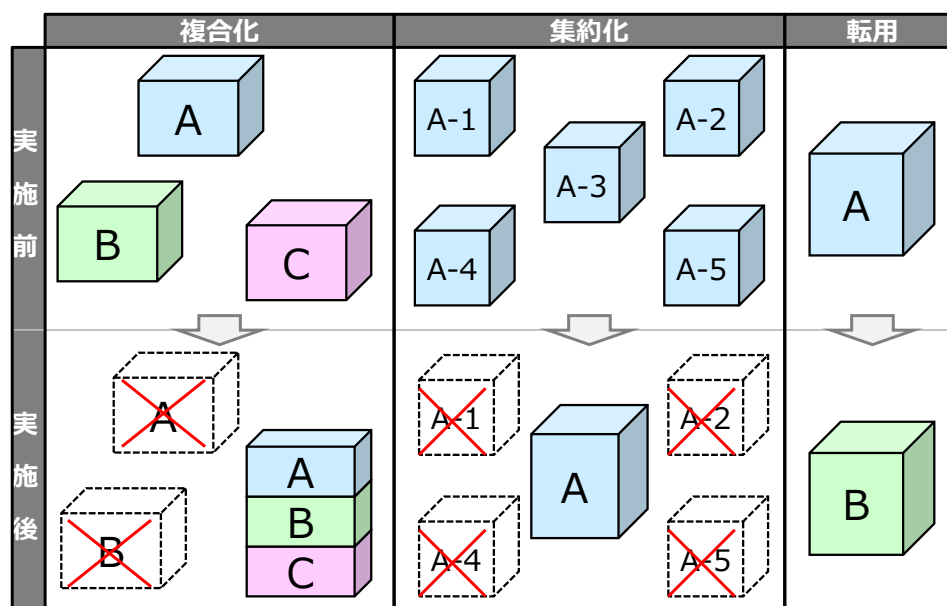
人口と財政に見合う適正な保有量に向けて公共施設の統廃合を検討しますが、統廃合により行政サービスの質の低下を招かないよう配慮が必要です。

従来の公共施設の多くは、単一機能のみを有していました。しかし、公共施設を「建築物（ハコモノ）」としてではなく「行政サービスを提供する機能」として捉えると、1施設1機能である必要は無く、むしろ多機能化した複合施設の方が相乗効果により利用者数増大、共同利用スペースによる延べ床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットがあります。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上できます。

また、統廃合により廃止された公共施設を転用して別の用途で活用することで、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。

【図 複合化・集約化・転用のイメージ】



7-3 長寿命化と安全確保

公共施設とインフラ資産は、町民の生活基盤になっています。生活の中における必要性が高く、また、ほかに代替サービスが存在しない公共施設等については、本町が今後も継続的に保全していく必要があります。

2-2-4 更新費用の試算で述べたように、本町が保有する公共施設等をすべて維持する場合、老朽施設の更新及び修繕に今後40年間で1022.3億円の費用が必要になると予測されます。この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに算出しています。

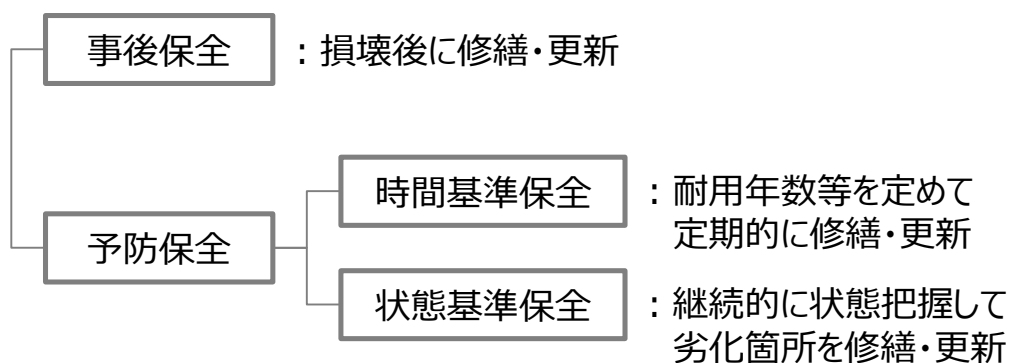
しかし、個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、施設類型単位に一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足することから、実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、リスクベースメンテナンスを導入し、劣化の進みややすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準に公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定することとします。

また、管理水準を設定するにあたり、保全手法について考え方を整理します。

公共施設等の保全は、その実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。

【図. 保全手法】



事後保全は、損壊した施設等のみを修繕するため修繕費用自体は少なくなりますが、損壊を予防できないため、公共施設等の損壊が原因となって町民の身体、生命、財産を損なう事故が発生する危険性があります。

時間基準保全は、施設等を安全に使用できる期間を想定して修繕間隔と耐用年数を定め、定期的な修繕と耐用年数を超過した施設等の更新を実施することで、

事故を未然に防ぎます。修繕及び更新の時期が予測しやすく、中長期的な計画策定が容易な手法です。しかし、想定以上の劣化の進行により、修繕又は更新の時期を迎える前に損壊する危険性があります。

状態基準保全は、施設等の点検を継続的に実施し、個々の劣化状況を正確に把握した上で必要な時期に必要な箇所の修繕と更新を行えます。しかし、点検を実施するための人手と費用が必要となり、全ての公共施設等を定期的に点検するのは大変困難であり、状態基準保全を実施できる範囲は限られます。

リスクベースメンテナンスの考え方にに基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

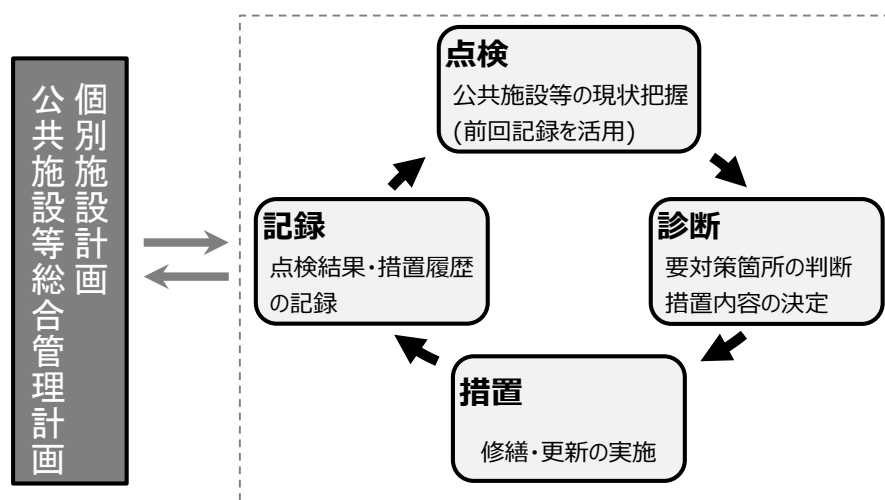
7-3-1 点検・診断等の実施

・メンテナンスサイクルの構築

状態基準保全を行う場合、公共施設等の状態を点検し、その点検結果に基づき更新又は修繕の内容を診断します。点検と診断を定期的かつ継続的に実施することが重要であり、点検結果と修繕履歴を記録して蓄積することで経年変化を把握することが可能となり、次の点検と診断に活かします。このように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります。

また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して公共施設等の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

【図. メンテナンスサイクル】



・点検・診断マニュアルの作成

点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成します。

国や県においても、インフラの点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成しているため、それらを参考にしつつ本町の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成することとします。

・管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施している公共施設等であっても、次の点検までの間に急な劣化や損壊が発生する場合があります。管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検を行い、必要に応じて修繕します。

・町民による劣化・損壊の報告

本町が保有する公共施設等は、インフラ資産も含めると膨大な量であり、定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分があります。

そこで、町民に公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町役場へ報告していただくよう協力をお願いし、劣化・損壊の早期発見を目指します。早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防ぐことができます。

7-3-2 維持管理・修繕・更新等の実施

・ライフサイクルコストの削減

建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけではなく、毎年の維持管理費用など継続的な費用（ランニングコスト）や取り壊し費用も含めた、公共施設等の設置から撤去までにかかる全てのコスト（ライフサイクルコスト）を考慮して、全体のコスト削減を目指します。

公共施設等を長寿命化し、長期間利用することで、大きな費用が必要となる建設・更新の間隔が長くなり、コスト削減につながります。

毎年のランニングコストはイニシャルコストと比較して金額は小さいですが、施設を利用する数十年間という期間で考えると、ランニングコストの割合は大きくなります。設計・建設の段階で、建設費用だけでなく、管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法なども検討が必要です。

また、断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などにより、光熱費削減だけではなく、環境負荷の軽減にも貢献できます。

- ・事業量と費用の平準化

今後、多くの公共施設等で更新及び修繕が必要になりますが、所管部署が個別に更新・修繕計画を立てると、事業が集中し費用が不足する年度が出てきます。

中長期的に更新及び修繕を計画し、町全体の中で事業量と費用が各年度で均等になるように調整を行い、財政計画を立てる必要があります。

7-3-3 長寿命化の実施

- ・長期利用を見据えた設計と建設

公共施設等を新設又は更新する際に、頑強な構造と耐久性に優れた材料を用いて建設することで、長期間安全に利用できる公共施設等とします。

- ・予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施することで、公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化を防止し、長期の利用を可能にします。

- ・長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数以上の利用を可能にします。

- ・長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、法令上の基準、公共施設等自体の物理的耐久性、社会が公共施設等に求める機能水準及び公共施設等を存続させるための費用効率の4つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります。

法定耐用年数は税務及び会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがあるので、物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討します。

建設時から数十年を経過した公共施設等は、施設機能が現行の要求水準を満たさないことがあるので、長寿命化改修の際には、耐久性の回復だけでなく機能の向上も含めた工事が必要になります。

また、維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加していくので、長寿命化改修により耐久性能を回復させても、費用の削減につながらない場合もあります。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わないで更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

【表. 耐用年数の種類】

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

7-3-4 耐震化の実施

・災害対策拠点等の優先的対応

公共施設等の中には市役所や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や公民館のように避難所となる施設、救助活動や支援物資輸送の経路となる緊急輸送道路などのように、災害発生時に機能を発揮すべきものがあります。これらの公共施設等については、他に優先して耐震補強等の対策を施します。

・非構造部材と付属設備の耐震化

建築物の耐震性能を考える際、一般的に基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の強度から、その建築物が地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性があるか判断します。

しかし、建築物の躯体が地震に耐えられても、天井の落下や棚等の転倒などが原因で人身被害が生じるおそれがあります。

また、道路においても、標識及び街路灯など道路に付属する設備が落下するおそれがあります。

非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるようにします。

・地震以外の災害への対応

地震以外にも暴風、豪雨、洪水など様々な自然災害があり、それらの災害に備

えた対策が必要です。

本町は山間部に位置しており傾斜地が多く、がけ崩れ、地すべり、土石流など土砂災害発生のおそれのある地域が多数あります。土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の中に位置する公共建築物も多くあるため、危険箇所の把握と警戒体制の強化を行うとともに、特に危険な区域にある公共建築物については移転も検討します。

・インフラ復旧計画の策定

災害発生時にも十全に機能するように耐震補強等の事前対策を施すことは重要ですが、大規模災害への対策を完璧にすることは困難であり、ライフラインが止まった場合を想定した備えが必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に町民の生活を守れるよう備えます。

7-3-5 安全確保の実施

・予防保全による危険への早期対応

点検により危険性が高いと判断された公共施設等については、早期に修繕等の対策を施し、事故の発生を防止します。

利用者の多い公共施設等は事故発生時のリスクが高いため、優先的に対応します。

・バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は多くの町民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、体格、身体能力などに左右されずに誰もが安全に利用できる施設にすることで、利用者の怪我などを予防します。

7-4 維持管理・運営の効率化

7-4-1 民間との連携

・指定管理者制度、業務委託の推進

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を、地方自治法第244条の2第3項に基づき法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者制度のように包括的に施設管理を代行させることができない施設であっても、運営、維持管理、修繕などの一部の業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

同種の施設又は同種の業務は一括で委託することで、さらに効率化を図ります。

・PFIによる公共施設等の整備と運営

民間の資金と手法を用いて行うPFI（Private Finance Initiative）事業により公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能になり、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化が期待できます。

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）の制定以降、日本全国で多数の公共施設等がPFIにより整備されてきました。

7-4-2 役場内の横断的協力

・職員研修の実施

本計画は、本町が保有する全ての公共施設等についての方針を定めています。町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知を図ります。

・全庁横断的組織による協議と情報共有

公共施設等を所管する各部署の職員が参加する、全庁横断的な協議会を設置します。個別施設計画を策定する際に意見を交換したり、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有したりするなど、部署間の協力と情報共有の場として活動します。

- ・他部署所管施設の積極的活用

町民への行政サービスの提供などで、他部署が所管する施設を使用することで効率的に実施できる場合は、これを積極的に活用します。

前項で述べた協議会において他部署所管の施設の情報を収集するとともに、協力体制を構築します。

7-5 公共施設等総合管理計画の実施体制

本計画の策定にあたって公共施設等の保有状況の調査を行いました。この調査を継続的に行い、年度ごとに本町が保有する公共施設等の全体像を把握することとします。この調査は、財政課が事務局となり、各部署の協力のもとで公共施設等の情報を収集した上で、集計するものとします。

各部署においては、個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施します。

また、町全体の管理方針の統一と情報の共有を図るために、全庁横断的な協議会を設置します。

7-6 PDCA サイクルの推進等に係る方針

本計画は、計画期間を平成 28 年度（2016 年）から令和 17 年度（2035 年）までの 20 年間とします。

計画期間中は、本計画で定めた方針に則り公共施設等の管理を実施しますが、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、5 年ごとに本計画の見直しを実施します。

見直しの実施は、計画、実施、評価及び改善を PDCA サイクルに沿って繰り返す行うものとしてします。

計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合を取り、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

【図. PDCA サイクル】

